

国土交通省 北陸地方整備局
能登復興事務所
Noto Reconstruction Office

国道249号馬縹町-大谷町
詳細調査実施中

珠洲市馬縹町



能登のゴジラ岩

2024.7.4 撮影



珠洲市大谷地区
2024.5.30 撮影

必ず
正
へ
+1.0
プラス

松川 武彦

令和6年11月19日(火)

10:10～(約40分)

珠洲市馬縹町。

能登のゴジラ岩を再び皆様に目撃いただけるよう国道249号馬縹町-大谷町の詳細調査を実施中。
周辺では、令和6年9月の大雨でふさがれた道路の啓開を実施中。
復興への一歩につながるよう道路をつなげています。

1. R6年9月20日からの
奥能登を中心とする豪雨の対応
(5分)

2. 群マネの紹介・全国の取り組みについて
(30分)

松川 武彦（まつかわ たけひこ）

出身 新潟県長岡市

平成 3 年 建設省北陸地方建設局 入省

平成19・20年 本省国土計画局（現国土政策局）

平成27・28年 国総研橋梁研究室

令和 5 年より現職（企画部事業調整官）

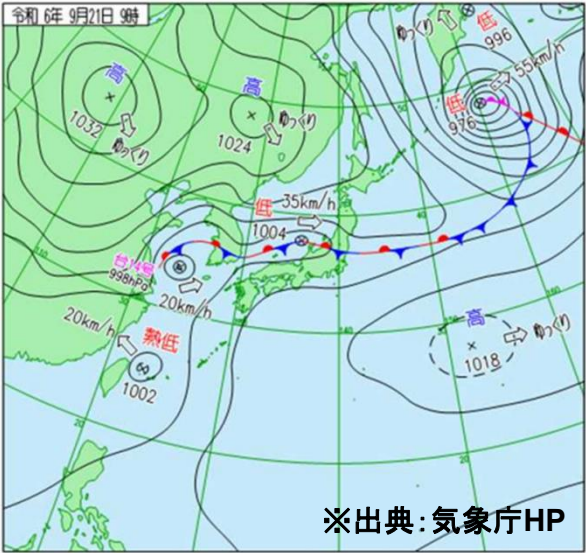
1. R6年9月20日からの
奥能登を中心とする豪雨の対応
(5分)
2. 群マネの紹介・全国の取り組みについて
(30分)

大雨の概要(令和6年9月20日からの豪雨)

9月21日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定になり石川県能登では記録的な大雨となった。

気象庁において、21日9時00分時点で大雨の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域(10～30分先の解析)を確認したことから、21日9時7分に「顕著な大雨に関する石川県気象情報(第1号)」が発表され、浸水害による危険度がさらに高まったことから、21日10時50分には、輪島市、珠洲市、能登町に「大雨特別警報(浸水害)」が発表された。

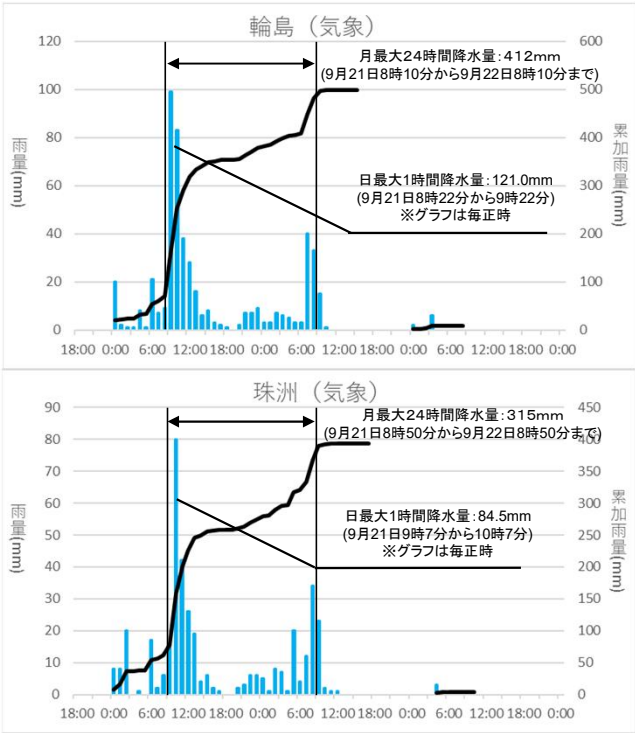
この期間の日最大1時間降水量は輪島で121mm(9月21日)、珠洲で84.5mm(9月21日)、月最大24時間降水量は輪島で412mm(9月21日8時50分から9月22日8時50分まで)、珠洲で315mm(9月21日8時50分から9月21日8時50分まで)となり統計開始以来1位となった。



地上天気図 (9月21日09時)

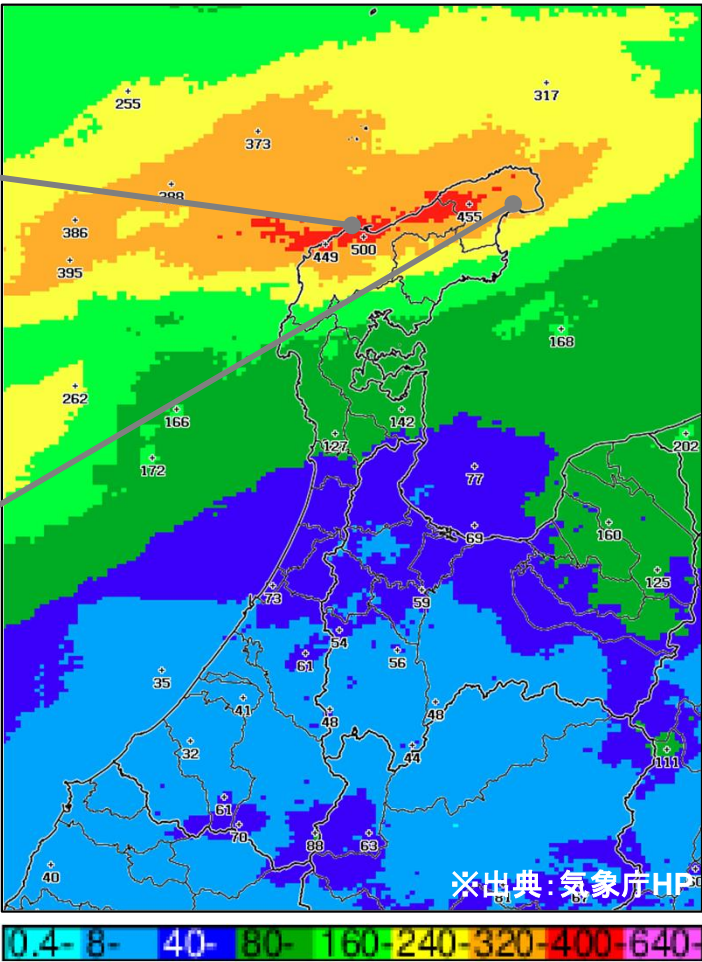
月最大24時間降水量
(過去最大値との比較)

地点	今回の豪雨			これまでの1位の値	
	mm	年月日 時分(まで)		mm	年月日
輪島 (ワジマ)	412	2024/9/22 8:10 (R6.9.22)		220	2005/6/28 (H17.6.28)
珠洲 (スズ)	315	2024/9/22 8:50 (R6.9.22)		195	1997/6/29 (H9.6.29)



日最大1時間降水量
(過去最大値との比較)

地点	今回の豪雨			これまでの1位の値	
	mm	年月日 時分(まで)		mm	年月日
輪島 (ワジマ)	121	2024/9/21 9:22 (R6.9.21)		73.7	1936/9/15 (S11.9.15)
珠洲 (スズ)	84.5	2024/9/21 10:07 (R6.9.21)		73	2007/8/22 (H19.8.22)



積算解析雨量分布図
(9月21日00時から9月23日24時)

顕著な大雨に関する石川県気象情報

年月	発表日時	表題	対象
2024年9月	21日09時07分	顕著な大雨に関する石川県気象情報(第1号)	石川県

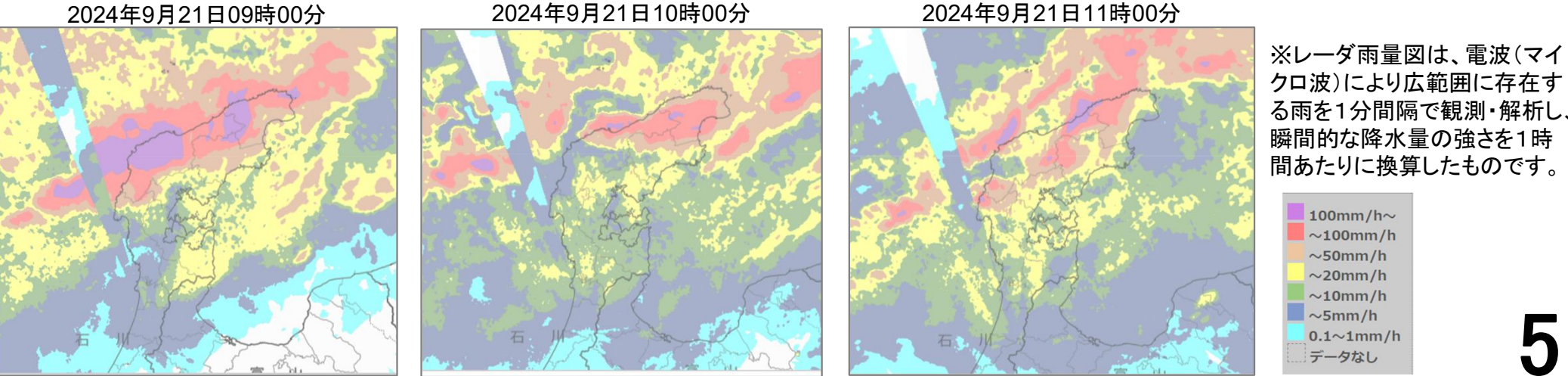
石川県記録的短時間大雨情報

年月	発表日時	表題	見出し	対象
2024年9月	21日09時09分	石川県記録的短時間大雨情報 第1号	9時石川県で記録的短時間大雨 輪島市を中心部付近で約100ミリ	石川県
	21日9時17分	石川県記録的短時間大雨情報 第2号	9時10分石川県で記録的短時間大雨 輪島市を中心部付近で約120ミリ	石川県
	21日09時28分	石川県記録的短時間大雨情報 第3号	9時20分石川県で記録的短時間大雨 輪島市を中心部付近で約110ミリ	石川県
	21日09時36分	石川県記録的短時間大雨情報 第4号	9時30分石川県で記録的短時間大雨 輪島市を中心部付近で約100ミリ	石川県
	21日10時08分	石川県記録的短時間大雨情報 第5号	10時石川県で記録的短時間大雨 輪島市を中心部付近で約100ミリ	石川県

大雨特別警報・大雨警報(輪島市・珠洲市・能登町)

年月	発表日時	表題	対象
2024年9月	21日06時26分	大雨警報(土砂災害)	輪島市・珠洲市
	21日08時02分	大雨警報(土砂災害)	能登町
	21日08時36分	大雨警報(浸水害・土砂災害)	輪島市
	21日09時12分	大雨警報(浸水害・土砂災害)	珠洲市・能登町
	21日10時50分	大雨特別警報(浸水害)	輪島市・珠洲市・能登町

レーダ雨量図(9月21日9時00分から11時00分)



住宅、ライフライン等の甚大な被害(9月20日からの豪雨災害)

- 石川県能登地方では線状降水帯発生などの影響により輪島市、珠洲市、能登町で河川氾濫、浸水被害が発生。
- 人的被害に加え、住家の全壊、床上浸水、床下浸水が多数発生。
- 石川県輪島市、珠洲市、能登町の広い範囲で土砂災害が発生し、多くの集落が孤立した。



■被災状況

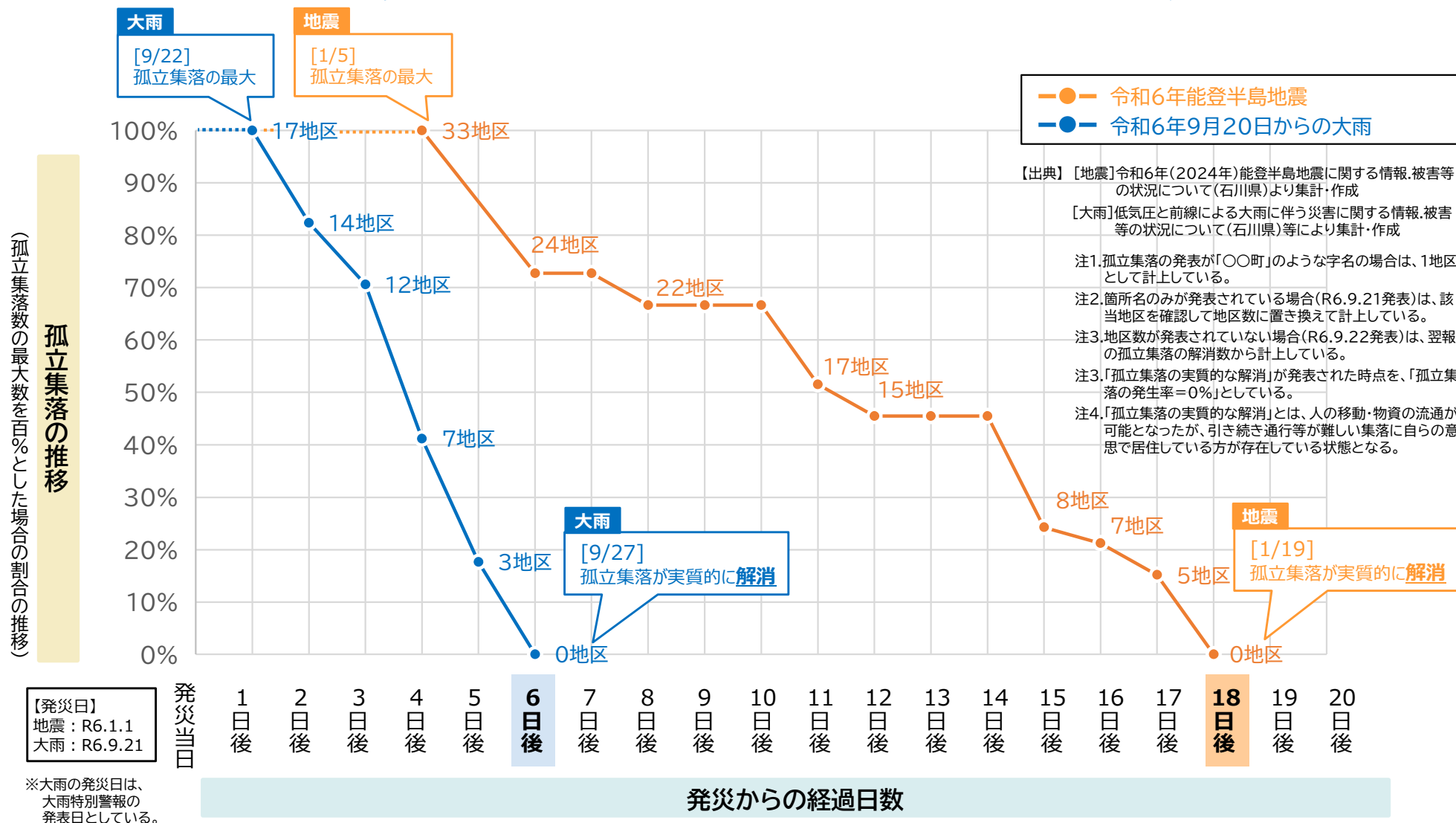
死者・負傷者	死者 14名 負傷者 47名	(令和6年10月10日9:00 消防庁)
住家被害	全壊 16棟 床上浸水 163棟 床下浸水 235棟 ※	(令和6年10月10日9:00 消防庁)
避難者数	最大 1,358名 (石川県) 現在 498名 (石川県)	(令和6年9月22日7:30 内閣府) (令和6年10月10日7:00 内閣府)
停電	最大 約6,910戸 (北陸電力管内9/21 16:00時点) 現在 約600戸 (石川県)	(令和6年10月10日8:00 経済産業省)
断水	最大 約5,216戸 (石川県) 現在 約1,544戸 (石川県)	(令和6年9月25日7:00 国土交通省) (令和6年10月10日8:00 国土交通省)

※ 輪島市、珠洲市の建物被害は一部調査中である。(石川県公表資料より)

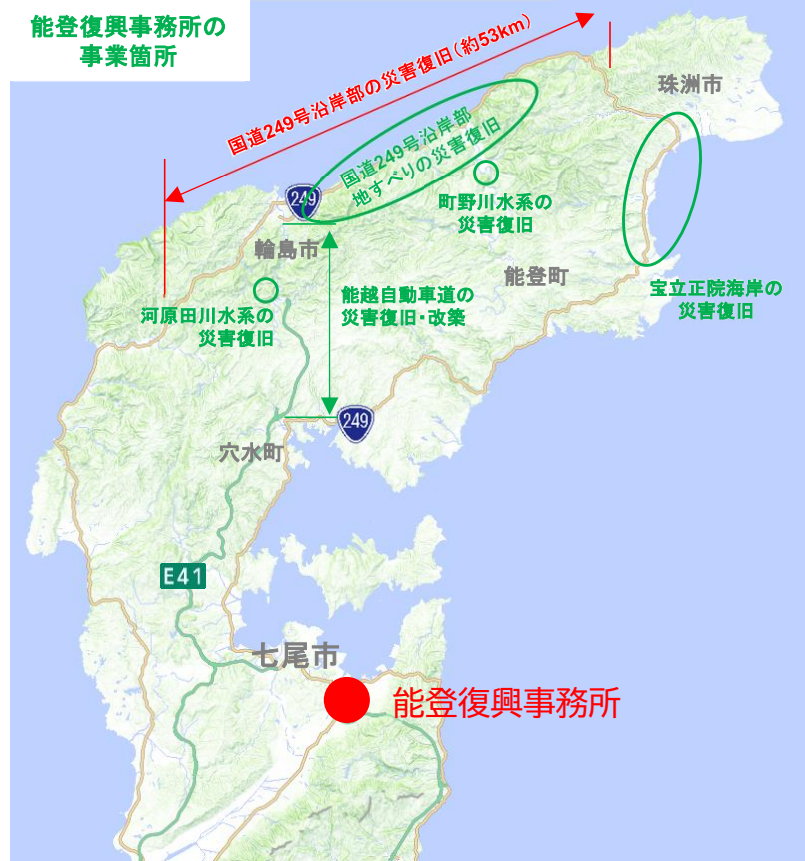


- 能登半島地震では、発災から約18日後に孤立集落が実質的に解消している。
- 令和6年9月の大雨時では、発災から約6日後に孤立集落が実質的に解消している。

■ 令和6年能登半島地震と令和6年9月の大雨時における孤立集落の推移



①能登復興事務所が存在していたこと



能登復興事務所設置(R6.2.16)

R6.2.16 16人

拡充

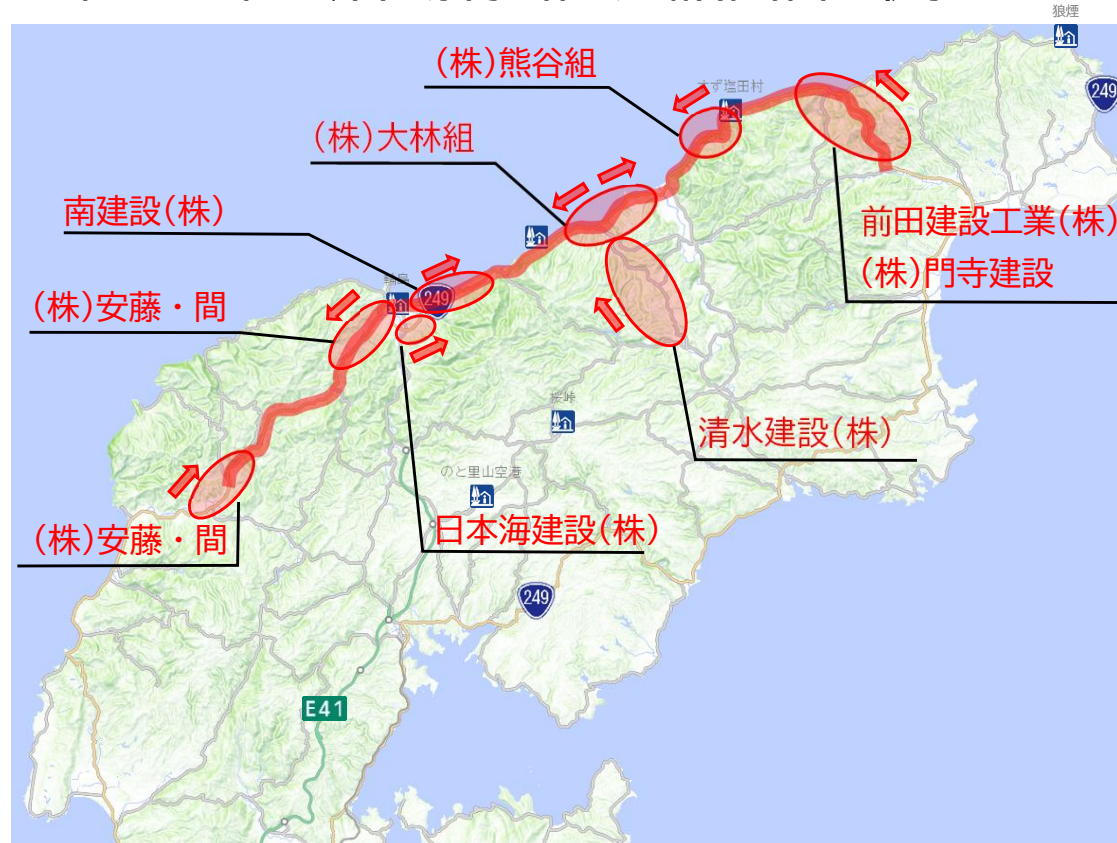
R6.4. 1 56人

拡充

R6.7.31 61人

②復興工事受注者が発災当日に現地にいたこと

発災当日(R6/9/21)に国道249号等の復旧工事を受注していた企業のうち8社が今回の豪雨に伴う道路啓開作業に従事。



※発災翌日から9班 60名体制で国道249号等の道路啓開を実施

③国・県・市町で適切な役割分担ができたこと

孤立解消に向けた道路啓開の進捗状況

R6.9.30 10時時点

STEP1(9/21)発災日	能越道から、各役所(輪島市、能登町、珠洲市)までのアクセスを確保
STEP2(9/22)	沿岸部へのアクセスを優先的に確保
STEP3(9/22~)	多数の孤立集落がある沿岸部等のアクセス確保に向けて啓開を実施 →9/25までに幹線道路の啓開は概ね完了 →9/27までのラストマイルの道路啓開等により、集落の孤立は実質的に解消



国土交通省

発災翌日(9/22)には、**復旧工事受注者8社**が国道249号や沿岸部までのアクセス道路の道路啓開作業を開始。**県や市町からの要請に応じるため、順次体制を強化。最大のべ13社、最大17班体制(9/27)で道路啓開を推進**



道路啓開作業状況(国道249号 輪島市深見町)

石川県

発災翌日(9/22)には、被災地外の(一社)石川県建設業協会会員10社が奥能登の復旧工事を支援。**最大のべ36社、最大20班体制(9/30)で道路啓開を推進。**



道路啓開作業状況(県道28号 大谷狼煙飯田線 珠洲市三崎町寺家)

被災市町

残るラストマイルの道路啓開に注力



県との調整状況



電力・通信復旧に向けた連絡調整会議

1. R6年9月20日からの
奥能登を中心とする豪雨の対応
(5分)
2. 群マネの紹介・全国の取り組みについて
(30分)

2. 群マネの紹介・全国取り組みについて(30分)

(1)そもそも、群マネとは

群マネにおける広域・多分野の考え方について

広域

群マネにおける「広域」の考え方について

<ケース1>

一つの市区町村がリードし、複数市区町村と連携（都道府県は入らない）

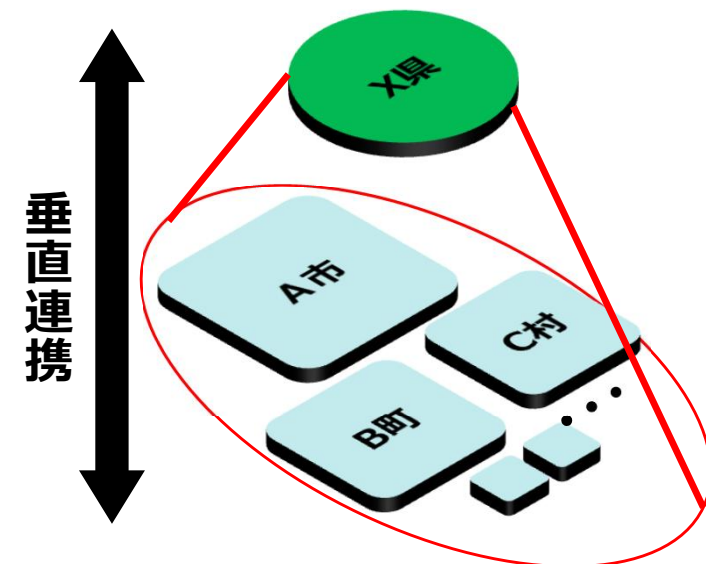
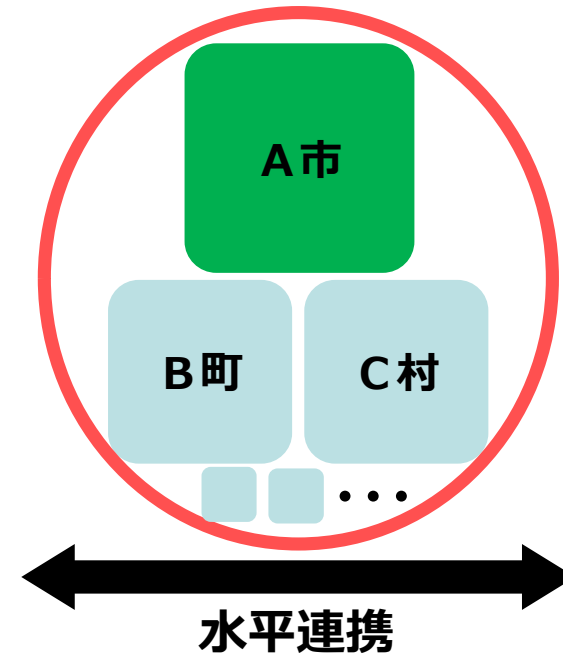
<ケース1'>

既存の広域連携の組織体や協議会等の体制をベースとして、管内複数市区町村が連携

<ケース2>

都道府県（本庁や出先機関等）がリードし、管内の複数市区町村と連携

等



多分野

群マネにおける「多分野」の考え方について

多分野が連携した維持管理等を行う上で考慮すべき事項

以下を考慮した上で、相乗効果が期待される場合に、分野連携が進みやすいと考えられる。

- 業務の内容、難易度の共通性
- 対象とするエリア
- 地方公共団体側の部局連携のしやすさ
(予算の出所や部局の指示系統等) 等

多分野の包括的民間委託の既往事例

- 下水道 + 上水道
- 道路 + 公園 + 水路 等

多分野のメンテナンスをまとめて実施

A市



etc...

※京都市HPより引用

2. 群マネの紹介・全国の取り組みについて(30分)

(2)群マネの論点について (群マネ計画検討会・実施検討会)

群マネ計画検討会：地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会

群マネ実施検討会：地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_02_06_05.html

5/7実施検討会の資料より
(3/7計画検討会の資料を一部更新)

群マネの目標

【中長期】

地域のインフラを群として捉え、メンテナンスも含め地域のインフラのあるべき姿を定めるとともに、それらに基づき、効率的・効果的にマネジメントを行うことで、持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指す

【当面】

市町村のインフラメンテナンスの課題解決に向けた広域連携・分野連携を計画として定めるとともに、それらを踏まえ、既存の入札契約方式に拘らず最適な方式により業務・工事を実施することで、事業者のノウハウを生かした効率的なメンテナンスや、平時・災害時における地域のサービス水準の維持・向上を実現する



群マネ計画検討会

計画づくりの視点からアプローチ

市町村のインフラメンテナンスの課題解決に向けた広域連携・分野連携について定める計画づくりを行っていく上で、策定主体において検討が必要な事項を整理するとともに、広域連携・分野連携推進に関わる制度等における課題の解決に向けた議論を行う

群マネ実施検討会

業務・工事の実施の視点からアプローチ

群マネの考え方に基づき、既存の入札契約方式に拘らず最適な方式により業務・工事発注を行っていく上で、実施主体において検討が必要な事項を整理するとともに、インセンティブや責任分担など入札契約に関わる制度等における課題の解決に向けた議論を行う

モデル
地域

【当面】広域連携・分野連携について検討

②計画策定方針への助言

モデル地域の支援期間内の
計画策定を目指す

【中長期】地域のインフラのあるべき姿を検討（計画づくり）

検討会の議論を
踏まえた助言

ケーススタディを
議論にフィードバック

検討会の議論を
踏まえた助言

ケーススタディを
議論にフィードバック

群マネ計画検討会

計画づくりの視点からアプローチ

①新設～更新までの群マネ計画づくりのために検討が必要な事項

③制度等における課題の解決に向けた議論（共通）

④群マネ業務・工事实施のために検討が必要な事項

業務・工事实施の視点からアプローチ

群マネ実施検討会

検討会の議論を
踏まえた助言

ケーススタディを
議論にフィードバック

検討会の議論を
踏まえた助言

ケーススタディを
議論にフィードバック

◆◆
制度等における課題解決の方策の取りまとめ
群マネ検討の手引き（仮）等として取りまとめ

※包括委託の手引きの
リバイスも検討

モデル
地域

【中長期】将来的なメンテナンスの業務・工事实施の方針を検討

【当面】支援期間内に行う、既存の入札契約方式に拘らず
最適な方式による業務・工事発注を検討

⑤実施方針への助言

モデル地域の支援期間内の
業務・工事発注を目指す

群マネモデル地域 選定案件一覧

別紙

【選定案件】 計11件（40地方公共団体）

No.	自治体名 （*応募自治体）	No.	自治体名 （*応募自治体）
①	北海道 幕別町*		宇陀市*
	音更町		曾爾村
②	秋田県 大館市*	⑥	奈良県 御杖村
③	滋賀県 草津市*		東吉野村
	岸和田市		奈良県
	泉大津市		和歌山県*
	貝塚市*		橋本市
	泉佐野市	⑦	和歌山県 かつらぎ町
	和泉市		九度山町
	高石市		高野町
④	大阪府 泉南市		益田市*
	阪南市	⑧	島根県 津和野町
	忠岡町		吉賀町
	熊取町		広島県*
	田尻町	⑨	広島県 安芸太田町
	岬町		北広島町
	大阪府	⑩	広島県 三原市*
	養父市*	⑪	山口県 下関市*
	豊岡市		
⑤	兵庫県 朝来市		
	香美町		
	新温泉町		

※旗あげの自治体名は、
応募の代表自治体のみ記載



出典：国土地理院

計画検討会 群マネ	①新設～更新までの群マネ計画づくりのために検討が必要な事項 ⇒ 地域が群マネの計画づくりを行っていく上で、検討が必要な事項について議論 ● 施設管理者間の連携手法（広域連携） ● 施設管理者の責任の所在、インフラの所有と管理運営の分離における課題 ● 事業者間連携（土木以外の異業種との連携を含む） ● 分野横断的な連携 ● 不足する担い手（技術者）の活用 （ ● 新設～更新、集約・再編のインフラマネジメントの考え方（長期） 等 ）	②（モデル地域）計画策定方針への助言 ⇒ モデル地域において、支援期間中の広域連携・分野連携のあり方の検討への助言 ● 施設管理者間の連携（広域連携）の方針 ● 施設管理者間の責任の整理 ● 分野横断的な連携方針 等
共通	③制度等における課題の解決に向けた議論（共通） ⇒ 制度等における中長期的な課題と対応する解決方策（契約や責任分担など）について議論	
実施検討会 群マネ	④群マネ業務・工事実施のために検討が必要な事項 ⇒ 地域が群マネの業務・工事を行っていく上で、検討が必要な事項について議論	⑤（モデル地域）実施方針への助言 ⇒ モデル地域において、支援期間中の業務・工事発注の検討への助言

【市区町村における主な課題】

- ・ 管理するインフラが多く、それらの高齢化が進展
- ・ 職員数の減少、技術者の不足
- ・ 財政面の制約がある 等

【地域事業者における主な課題】

- ・ 担い手の高齢化が進展
- ・ 将来的な担い手不足が懸念
- ・ 一般的に維持管理業務は規模が小さく収益性が低い 等

事後保全段階にある施設が依然として多数存在。それらの補修・修繕に着手できていないものがあり、この状態を放置すれば、重大な事故や致命的な損傷等を引き起こすリスクが高まることとなり、早急な対応が必要

市区町村及び地域事業者における課題等を踏まえ、インフラメンテナンスを効率化・高度化する様々な取り組みに加え、個別施設のメンテナンスだけでなく、発展させた考え方のもと、インフラ施設の必要な機能・性能を維持し国民・市民からの信頼を確保し続けた上で、よりよい地域社会を創造していく必要がある

地域インフラ群再生戦略 マネジメント(群マネ)の推進

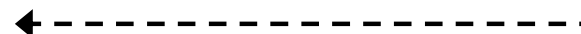
〔複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする取り組み〕

↓
新技術の
活用

↓
デジタルデータ
の利活用

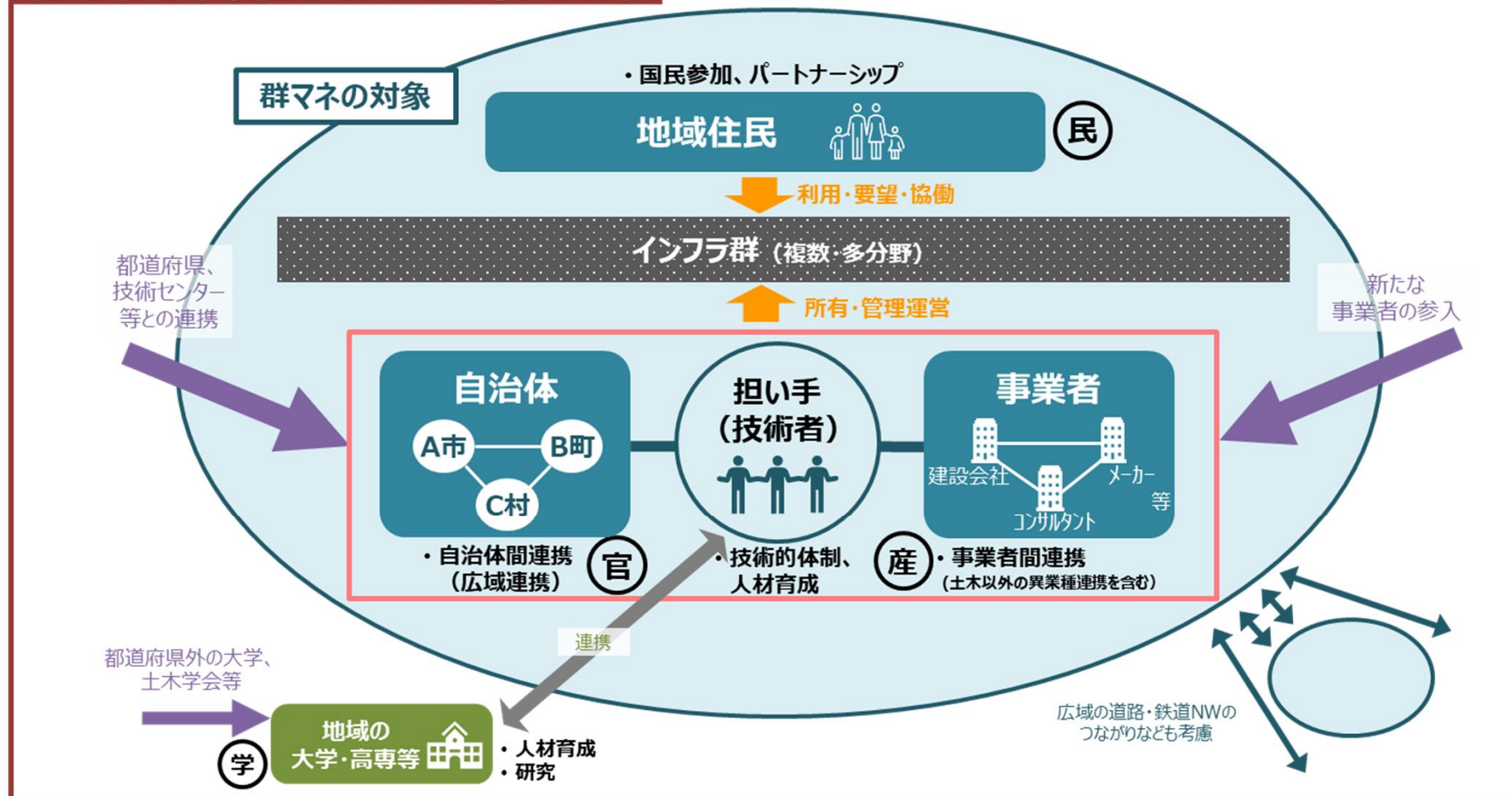
↓
国民参加・
パートナーシップ

など



3/7計画検討会の資料を一部更新

総力戦で取り組むインフラマネジメント



※ **群マネ**とは、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて、各地域の将来像に基づき、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントするものであり、地方公共団体や事業者がそれぞれ機能的、空間的及び時間的なマネジメントの統合を図るもの。

※ **期待される効果**としては、例えば、以下があげられる

- ・技術系職員が一人もない町でも、県や近隣の市などと連携し、技術的な知見を補完
- ・道路、河川、公園等の管理をまとめて発注したり、巡回などの管理業務をまとめて行うことにより、効率化

- 群マネに取り組む上で、3つの群（＝束ねるもの）があると考えられ、地域が抱える課題や期待される効果に応じ、適切な選択が求められる
- 具体的な方策として既存の制度や取組みが存在するが、自治体・事業者間の役割分担の考え方を示すとともに、より群マネの効果を高める方策の検討が必要ではないか

自治体・事業者間の役割分担の考え方

+

3つの束

「自治体(発注者・業務)」
を束ねる

「事業者」
を束ねる

「技術者」
を束ねる

具体的な方策等

【発注者】

空間

水平連携

垂直連携

【業務】

分野

インフラ分野の
複合化

プロセス

業務プロセスの
複合化

時間軸

契約期間の
複数年化

JV、
事業協同
組合
等

技術的体制、
人材育成
(学との連携)

入札・契約に関する内容は、主に実施検討会で議論

群マネ計画とは 市町村のインフラメンテナンスの課題解決に向けて、地域の既存計画の内容を踏まえつつ、群マネの考え方（広域連携・分野横断）に基づくインフラマネジメントの方針を整理

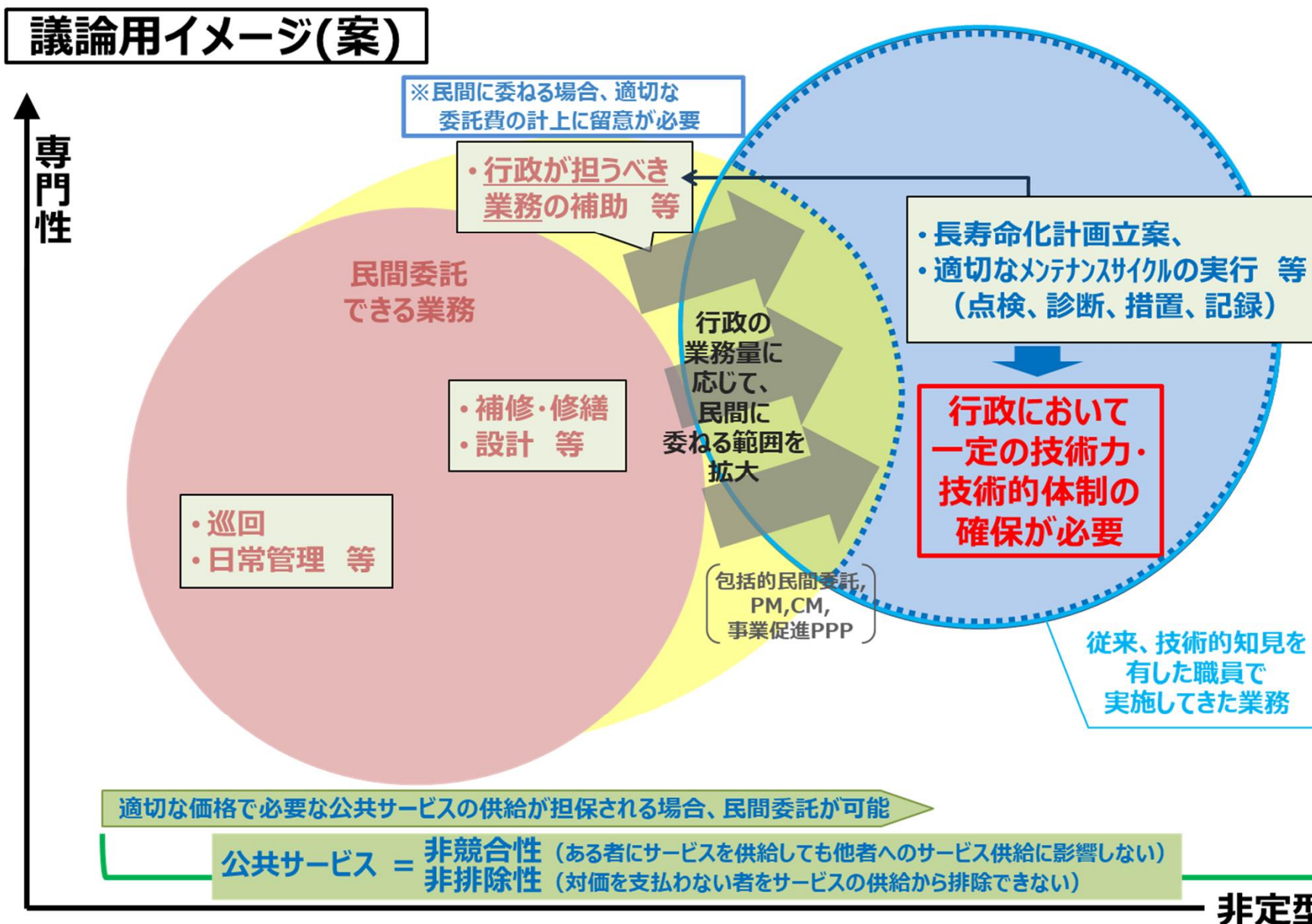
群マネ計画の構成イメージ

No.	項目	内容	地域で特に検討が必要な事項
1	基本事項の整理	- 地域の状況、将来予測 - 地域のインフラの状況、課題整理 等	—
2	自治体（発注者・業務）を束ねる	【業務】 - 将来的な包括化の方向性(※) ※当面の業務の広域的・分野横断的な包括化については実施プロセスで議論 【発注者】 - 広域で共同処理を目指す業務 - 連携手法、責任の所在 等 ①維持すべき機能、②新たに加えるべき機能、③役割を果たした機能 に分野横断的に整理し、個別インフラ施設の維持／補修・修繕／更新／集約・再編のマネジメント方針	【業務】 - 分野横断的な連携 【発注者】 - 施設管理者間の連携手法（広域連携） - 施設管理者の責任の所在、インフラの所有と管理運営の分離における課題 - 新設～更新、集約・再編のインフラマネジメントの考え方
3	事業者を束ねる	将来的な地域事業者のあり方（異業種との連携も含む）(※)等 ※当面の事業者側の連携形態(JV,事業協同組合等)については実施プロセスで議論	事業者間連携（土木以外の異業種との連携を含む）
4	技術者を束ねる	技術的連携、人材育成、技術者確保の方針 等	不足する担い手（技術者）の活用
5	当面の群マネの方針	1～5を踏まえた取組内容のとりまとめ	—

2. 群マネの紹介・全国の取り組みについて(30分)

これまでの取組と課題

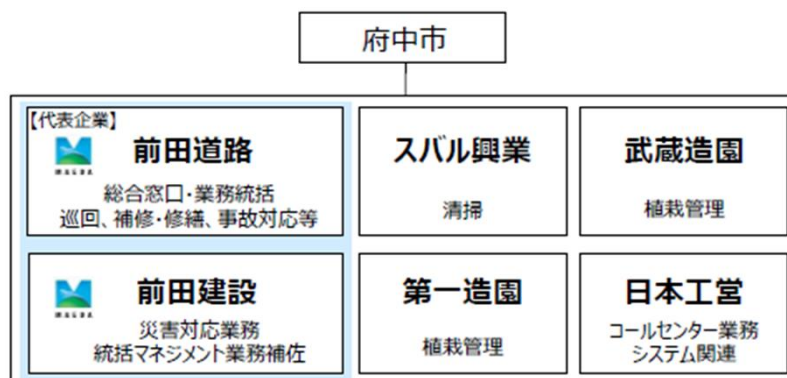
インフラメンテナンスの民間委託のイメージ(案)



行政が担っていた業務の民間委託(府中市の取組事例)

- **東京都府中市**では、道路等の維持管理業務について、**一部行政が担っていた業務の民間化（要望相談対応・現地対応）**を行いながら、業務の全体管理も含めて包括的民間委託を実施（契約期間：5年）

業務名	府中市道路等包括管理事業（全域2期）※東地区
発注者	府中市（担当部署：都市整備部道路課）
受託者	前田道路・スバル興業・武蔵造園・第一造園・前田建設・日本工営 共同企業体
期間	2024年4月1日～2029年3月末 までの5年間
業務概要	道路等（1,029路線・延184km）の維持管理業務（点検、維持修繕・要望相談対応等）の包括管理
対象	東地区内の市が管理する市施設（車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋梁(立体横断施設を含む)、大型構造物、街路樹、案内標識、道路反射鏡、法定外公共物等）
業務内容	[総価契約] ①統括マネジメント、②巡回、③事故対応、④災害対応、⑤コールセンター（東地区が全体コールセンターを実施）、⑥要望相談対応、⑦補修・修繕、⑧道路反射鏡・案内標識・街区表示管理、⑨植栽管理、⑩害獣・害虫対応、⑪法定外公共物・水路管理、⑫清掃、⑬占用物件管理 [単価契約] ①新設・補修・更新(50万円以上500万円未満)、②樹木剪定等



(参考) 南西地区：富士土木・土方建設・東京緑化共同企業体
北西地区：宮光・都一・村上・八勝・柏川建設共同企業体

※出典：府中市提供資料より国土交通省作成

主な課題

行政の技術的体制の確保に向けて、自治体・事業者間の役割分担の考え方を示すことができていない

- ◆ インフラメンテナンスの実施においては、行政の業務量に応じて、民間に委ねる範囲の拡大について検討していくことが必要であるが、公共財(インフラ)として適切なサービスを供給する上では、民間委託によらず行政の責務において直接実施すべき業務が一定存在すると考えられる
- ◆ 行政の責務を適切に果たす上で、自治体における一定の技術的体制の確保が必要であり、そのことを踏まえて自治体・事業者間の役割分担を検討すべきではないか

- 新技術の活用促進を図っていくため、専門家によるハンズオン支援を通じた新技術導入・技術者育成の体制構築を行う

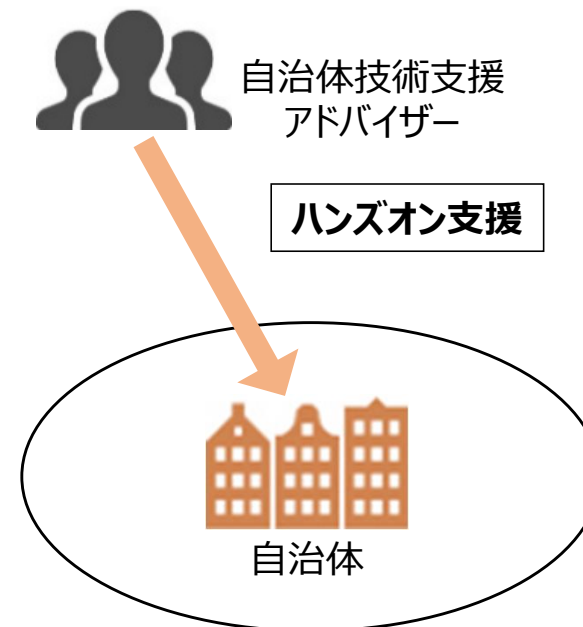
専門家によるハンズオン支援等を通じた新技術導入・技術者育成の体制構築

＜実施内容＞

- 新技術導入促進及び職員の人材育成を図るための「自治体技術支援アドバイザー」を公募で選定（産学の人材から選定。地域ブロックで分担）
- また、新技術導入促進及び職員の人材育成に課題を抱える自治体を公募で選定し、アドバイザーによるハンズオン支援を実施

＜支援の例＞

- 現場に適用する新技術の推薦
- 新技術導入の仕様書作成支援
- メンテ業務全般の技術的助言
- 実地研修を通じた職員人材育成（デジタル活用含む）
- 支援終了後の業務実施ツールの構築 等

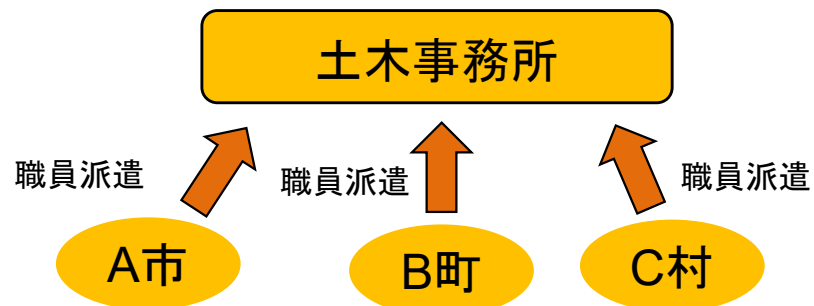


奈良県の取組事例

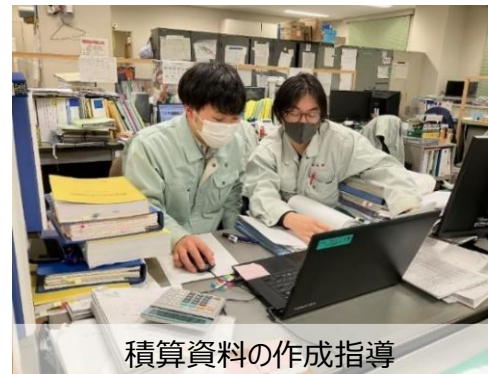
- 奈良県では、市町村の**橋梁補修設計業務**及び**補修工事**を県が**受託する「垂直補完」**を実施
- **市町村が、県土木事務所へ職員を派遣**し、県土木事務所の技術職員の指導を受けながら、発注から監督業務まで一連の現場に携わることで、**技術力の向上**を図り、各市町村へ技術を持ち帰ることで、技術力の不足という課題の解決に向けた取組を行っている

【市町村の職員派遣】

設計・工事



- 職員派遣は、**設計積算期間**と**業務・工事実施期間**
- 派遣頻度は、設計積算中は**週2～4日程度**を2ヶ月程度、業務実施・工事中は完了までの間、**週1～2日程度**



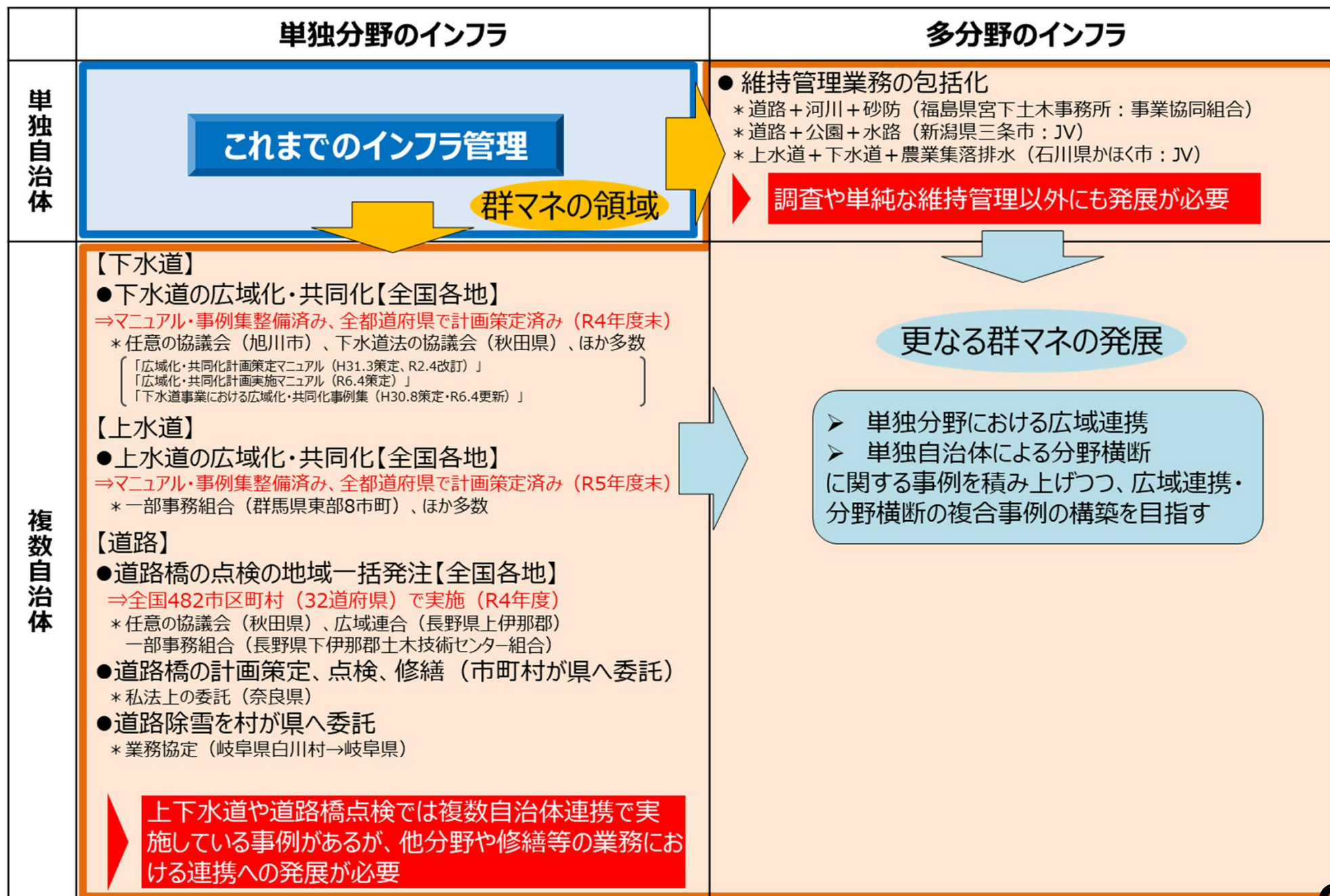
※出典：奈良県提供資料より国土交通省作成

主な課題

適切にインフラメンテナンスを行っていく上で、行政として必要な技術的体制を確保できていない

- ◆ 各自治体において、技術的なバックグラウンドを持った技術系職種の職員を確保し、管理者として適切にメンテナンスを実施することが望ましいが、技術系職員の確保が困難な場合、産学官の技術者による自治体技術者(※)の育成や、自治体間連携によって技術的な補完を行う体制の構築を検討し、メンテナンスの技術的体制を確保していくことが必要ではないか

(※) ここでいう自治体技術者については、必ずしも【技術力を有する職員＝技術系職員】ではなく、技術系職員でなくても人材育成、業務経験等によって行政としてインフラメンテナンスを進めて行く上で必要な技術力を身に付けることは可能と考えられる



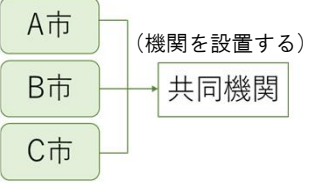
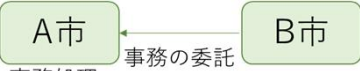
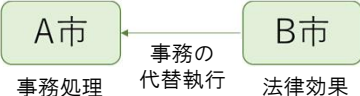
地方自治法上の共同処理の手法

総務省「第33次地方制度調査会第14回専門小委員会」の資料を参考に国交省作成

共同処理の手法		法人格	管理権限	特徴	群マネへの適用の留意点 (メリット：○ デメリット：●)
広域連合・一部事務組合	複数の地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体	あり	広域連合・一部事務組合に引き継ぐ	- 財産保有や職員の採用が可能 - 議会、固有の執行機関を有するため責任が明確 - 設置にあたり議決が必要 - 構成団体から事務処理権限が移動される	○ 1つの組織体で技術職員を有効に活用し、広域のインフラを管理可能 ● 構成団体には権限が残らないため、インフラメンテナンス業務の一部のみを切り出すと、非効率になる場合がある
連携協約	地方公共団体が連携して事務を処理するための基本方針及び役割分担を定める制度	なし	それぞれに残る	- 法人設立が不要 - 紛争解決方法がビルトインされている - 実施にあたり議決が必要 - 内容に応じて、別途、事務の共同処理制度や私法上の委託等を活用する必要がある。	○ 手続きが簡易であり、インフラメンテナンス事務の特性に応じて、連携の初期段階で協定などを取り決めて実施可能 ● 協約以外の取組（委託など）が別途必要 ● 管理権限等が構成団体に残るため、構成団体に技術力が必要であり、技術力の育成方を別途検討する必要
協議会	地方公共団体が連携して管理執行、連絡調整、計画作成を行う制度	なし	それぞれに残る	- 法人設立が不要 - 各構成団体が形式的な主体性を保つ - 設置にあたり議決が必要 - 機動的な意思決定が難しい - 不法行為等があった場合、構成団体が連帯責任と解される	○ 保守点検等について既存の事例があり、業務の一部の効率化を行う上で有効 ● 構成団体の連帯責任となるため責任の帰属が問われやすい事務には向かない ● 管理権限等が構成団体に残るため、構成団体に技術力が必要であり、技術力の育成方を別途検討する必要

地方自治法上の共同処理の手法

総務省「第33次地方制度調査会第14回専門小委員会」の資料を参考に国交省作成

共同処理の手法	法人格	管理権限	特徴	群マネへの適用の留意点 (メリット：○ デメリット：●)
機関等の共同設置  地方公共団体の委員会または委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体で共同設置する制度	なし	それぞれに残る	- 法人設立が不要 - 管理執行の効果が構成団体に帰属 - 設置にあたり議決が必要 - 構成団体における共通の機関等となるため、それぞれの議会への対応が必要 - 指揮命令系統が不明確になる可能性	○業務の一部の効率化を行う上で有効 ●管理権限等が構成団体に残るため、構成団体に技術力が必要であり、技術力の育成方を別途検討する必要
事務の委託  事務処理 法律効果 地方公共団体の事務の一部についての管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度	なし	委託側(B市)の権限は受託側(A市)に引き継ぐ	- 法人設立が不要 - 権限が受託側に一元化されるため、責任の所在が明確 - 事務処理の効率性が高い - 実施にあたり議決が必要 - 委託側は権限を行使できなくなる	○一体的に受託側(A市)が権限を有し管理することが効率的な場合等に活用 ●受託側(A市)のメリットが不明確 ※受託側(A市)のデメリットを解消する方策の検討が必要
事務の代替執行  事務処理 法律効果 地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に委ねる制度	なし	委託側(B市)の権限は委託側(B市)に残る	- 法人設立が不要 - 委託側に権限が残る - 実施にあたり議決が必要 - 事務の管理執行と事務処理の結果責任の所在が一致しない	○技術力の補完を目的とするなど、受託側(A市)と委託側(B市)の立場が明確な場合には、活用可能 ●受託側(A市)のメリットが不明確 ※受託側(A市)のデメリットを解消する方策の検討が必要 ※事務処理を委託しつつも管理権限等が委託側(B市)に残るため、一定の技術力が必要であることに留意が必要

地方自治法以外の主な共同処理の手法

共同処理の手法		法人格	管理権限	特徴	群マネへの適用の留意点 (メリット：○ デメリット：●)
共同発注	 複数の地方公共団体が共同で発注手続きを実施し、民間企業とそれぞれ契約を締結する方法	なし	それぞれに残る	• 実施にあたり議決が不要 • 法人設立が不要 • 受注者としては発注者が複数いることになるため、協議等が煩雑 • 地方自治法に定められた共同処理制度ではない	○従来の各自治体における手続きに最も近く、簡易に組みやすい ●受注者としては発注者が複数になり、事業者の創意工夫が図りづらいと考えられ、群マネの効果が薄くなる ●構成団体において、技術力育成方策を別途検討することが必要 ※契約を1つにするなど、事業者側のデメリットを解消する方策の検討が必要
私法上の委託	 一般的な委託契約により、地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に委ねる方法	なし	それぞれに残る（委託契約で取り決め）	• 実施にあたり議決が不要 • 法人設立が不要 • 地方自治法に定められた共同処理制度ではない	○技術力の補完を目的とするなど、受託側(A市)と委託側(B市)の立場が明確な場合には、活用可能 ●受託側(A市)のメリットが不明確 ※受託側(A市)のデメリットを解消する方策の検討が必要 ※事務処理を委託しつつも管理権限等が委託側(B市)に残るため、一定の技術力が必要であることに留意が必要

【自治体の束】 主な課題

主な課題

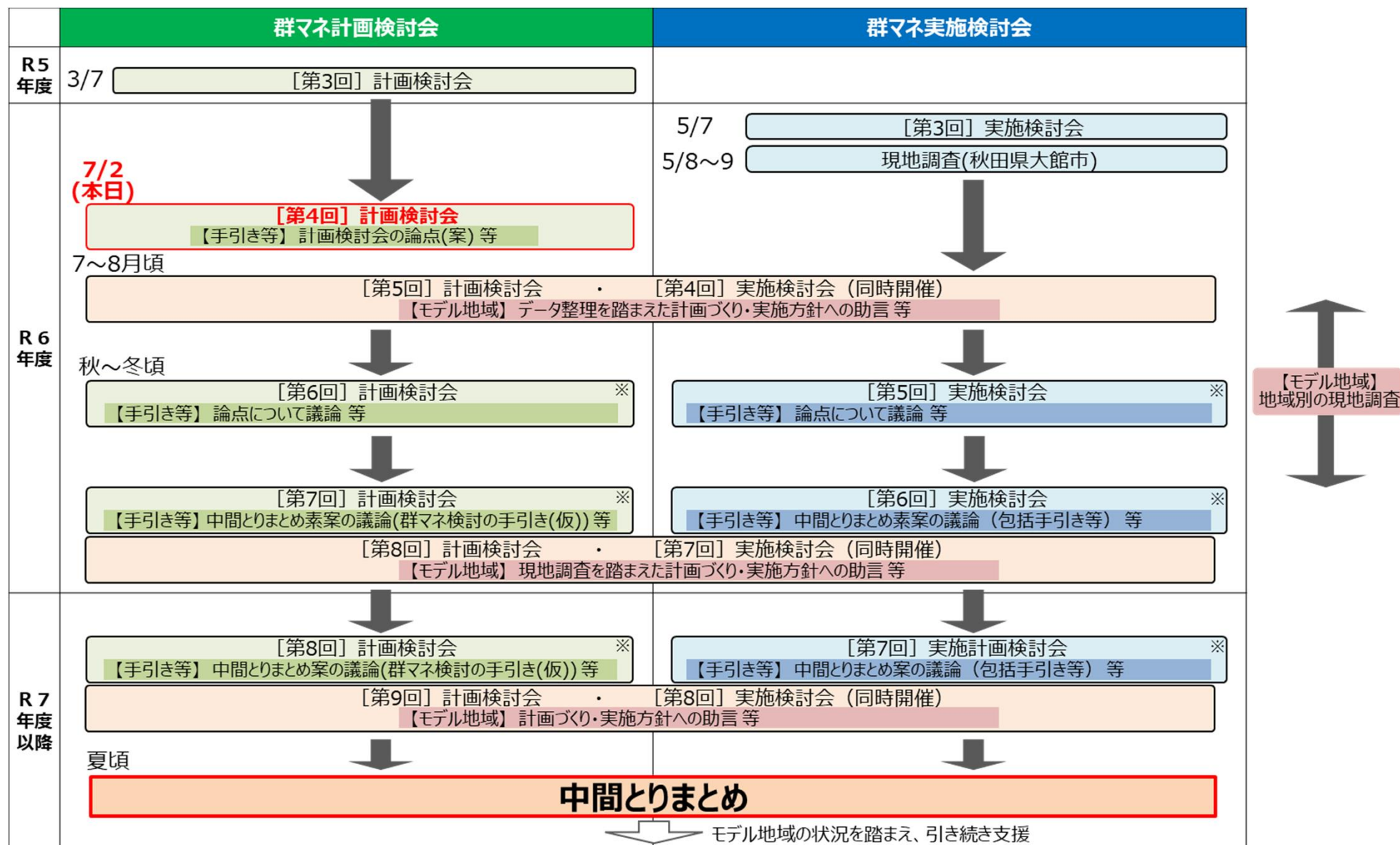
広域連携について、既存の事例はあるものの、管理するインフラの特性や自治体の抱える課題に応じた考え方を示すことができていない

- ◆ 広域連携については、地方自治法等において事務の共同処理の手法が位置づけられており、法人格の有無や管理権限の引き継ぎなど特徴が異なっている
群マネによって期待される効果（技術的な知見の補完や効率化）が最大限発揮できるよう、インフラの特性や自治体の抱える課題に応じた連携の考え方をわかりやすく示すべきではないか
- ◆ また、市区町村の技術的な体制の構築も考慮すると、連携にあたってはより技術力を有する都道府県の役割が重要ではないか

- ◆ 行政の技術的体制の確保に向けて、自治体・事業者間の役割分担は如何にあるべきか
- ◆ 自治体技術者の育成や自治体間連携による技術的な補完などにより、行政として必要な技術的体制は如何に構築していくか
- ◆ 上記の点も踏まえ、管理するインフラの特性や自治体の抱える課題に応じた自治体間の連携手法は如何にあるべきか
- ◆ また、これを進める上で、国や都道府県等の役割は如何にあるべきか

さらに、中長期的な論点として以下があると考えられる

- 現存のインフラの重要性の評価や措置の優先順位付けを如何に行うか
- 自治体、事業者、地域住民が群マネに参画する上での役割や、より効果的な参画を促すためのインセンティブ等は如何にあるべきか



(注) あくまで現時点の想定であり、今後の検討の進捗状況等によって変更となる可能性がある

※ 計画・実施検討会の同時開催とする可能性もある

2. 群マネの紹介・全国の取り組みについて(30分)

参考資料

建設後50年以上経過する社会資本の割合

高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

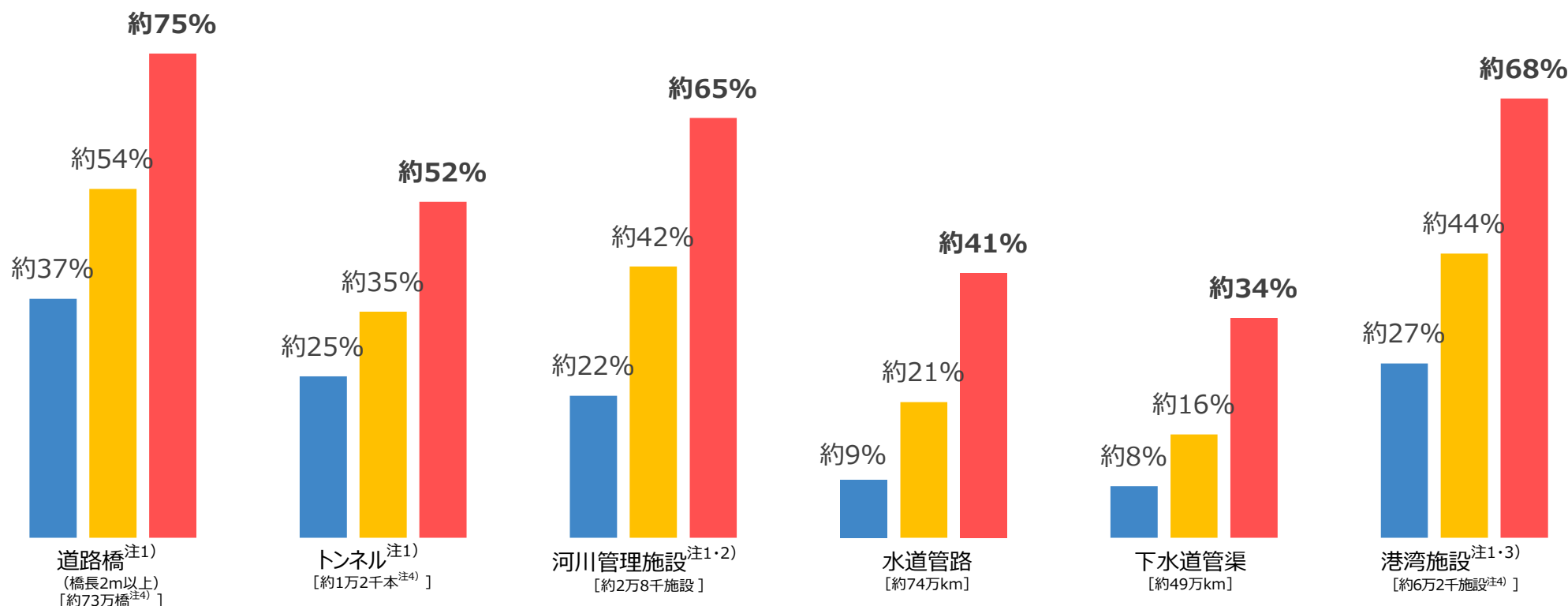
【建設後50年以上経過する社会資本の割合】（2023年3月時点）

[] : 各施設の総数（総延長）

■ 2023年3月

■ 2030年3月

■ 2040年3月



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

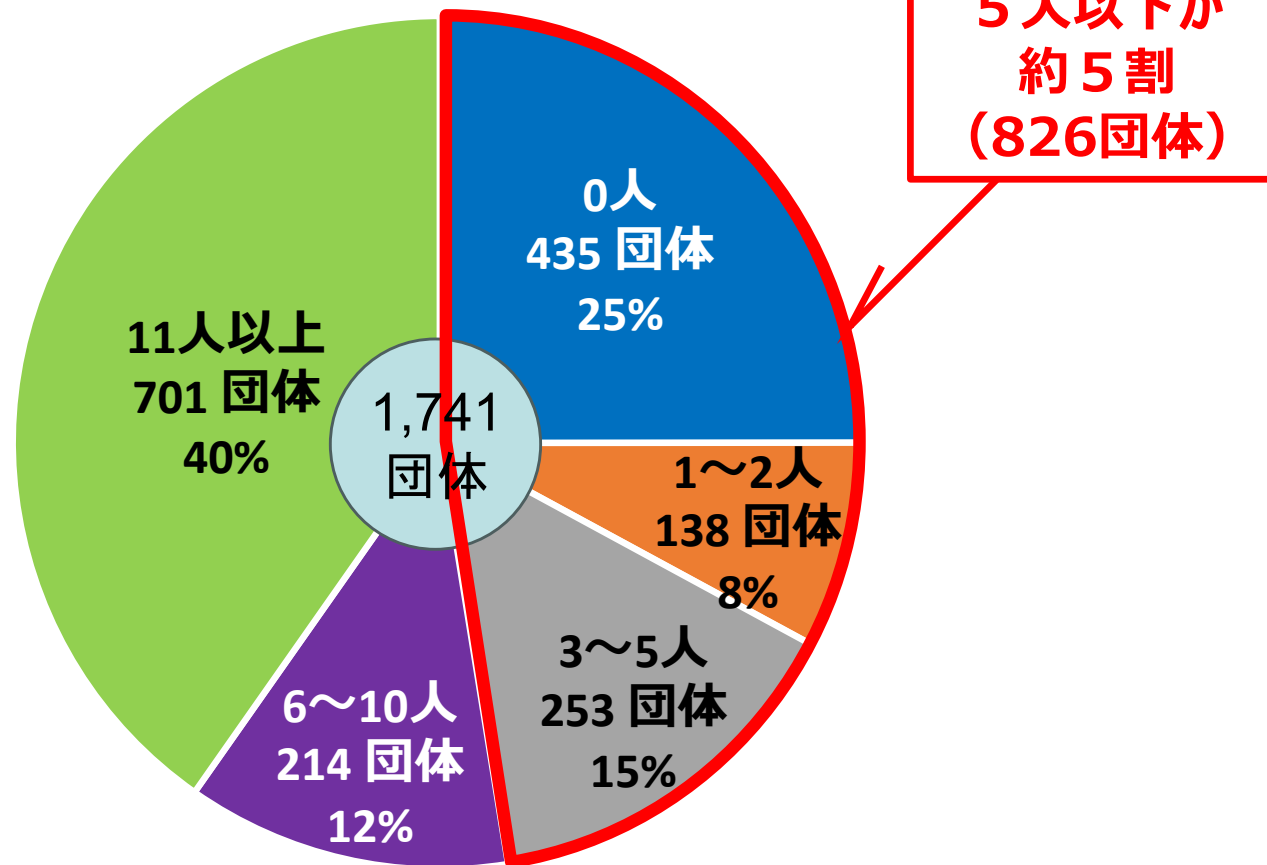
注2) 国: 堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市: 堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

注4) 総数には、建設年度不明の施設数を含む。

- 市区町村における土木部門の職員数の減少割合は約14%※¹である。
- 市区町村全体の職員数の減少割合よりも大きく、技術系職員が5人以下の市区町村は全体の約5割。

《市区町村における技術系職員数》 ※¹, ※²

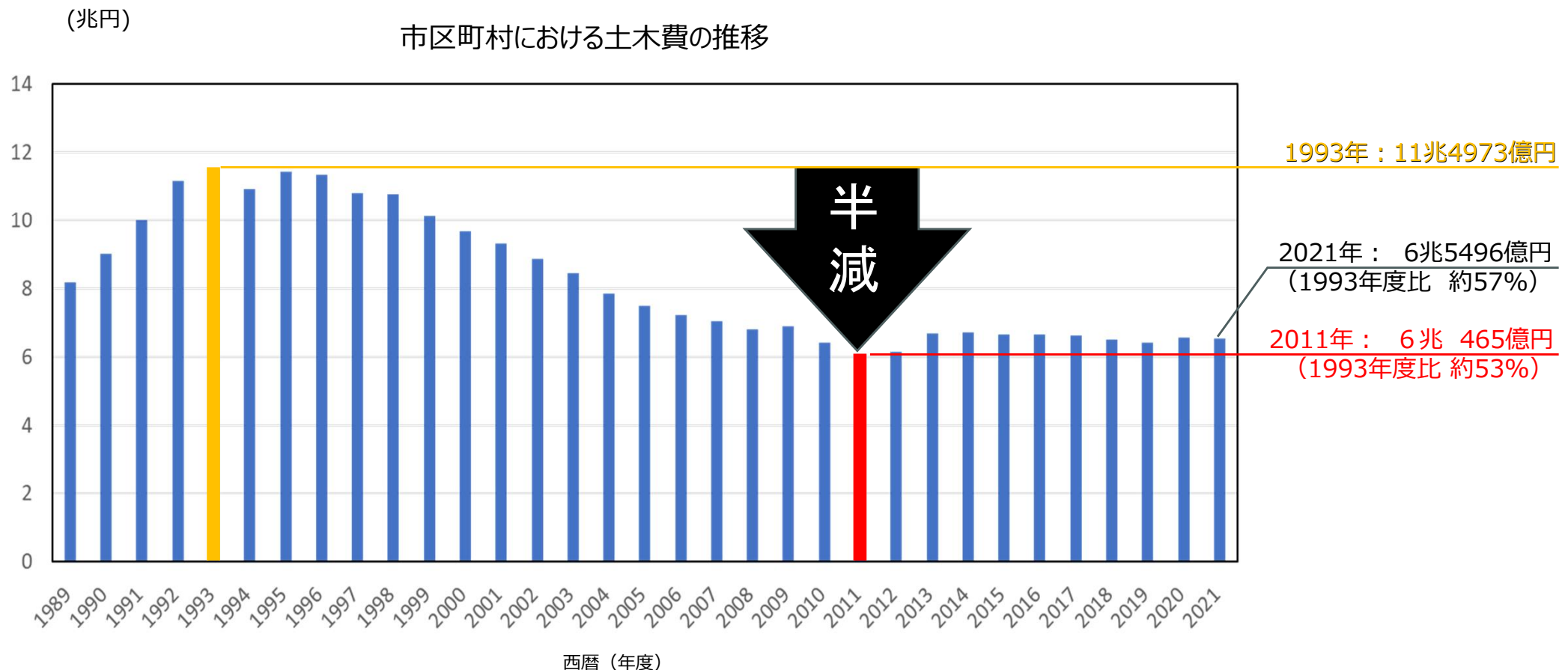


※¹：地方公共団体定員管理調査結果（R5.4.1時点）より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。

2005年[H17]105,187人⇒2023年[R5]90,709人：-14,478人（-13.8%）

※²：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

- 市区町村の土木費は、ピーク時の1993年度（約11.5兆円）から2011年度までの間で約半分（約6兆円）に減少した。
- 近年（2021年）は約6.5兆円程度で推移しているが、ピーク時の約6割程度である。

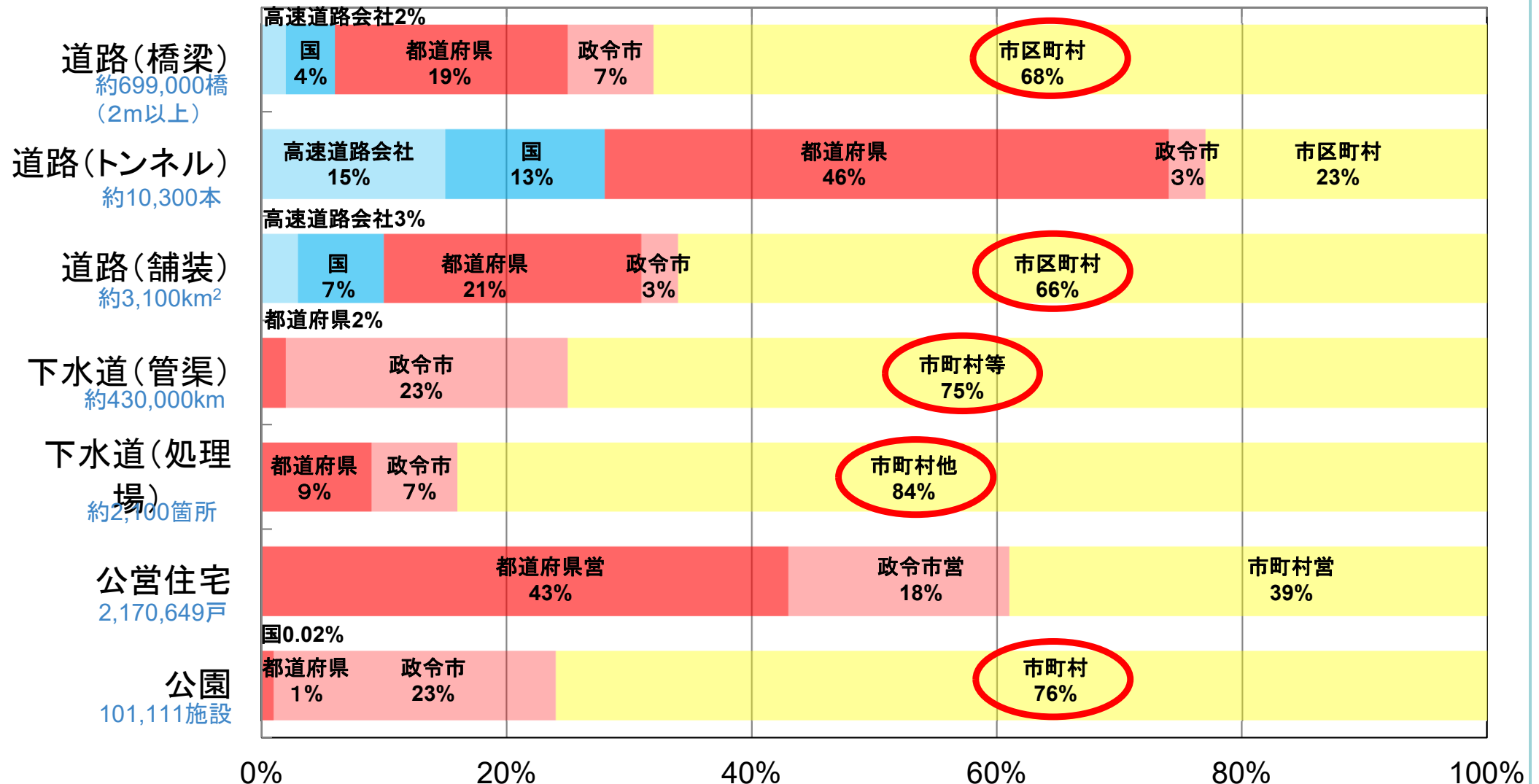


(地方財政統計年報より国土交通省作成)

インフラの管理体制の現状(各分野の管理者割合)

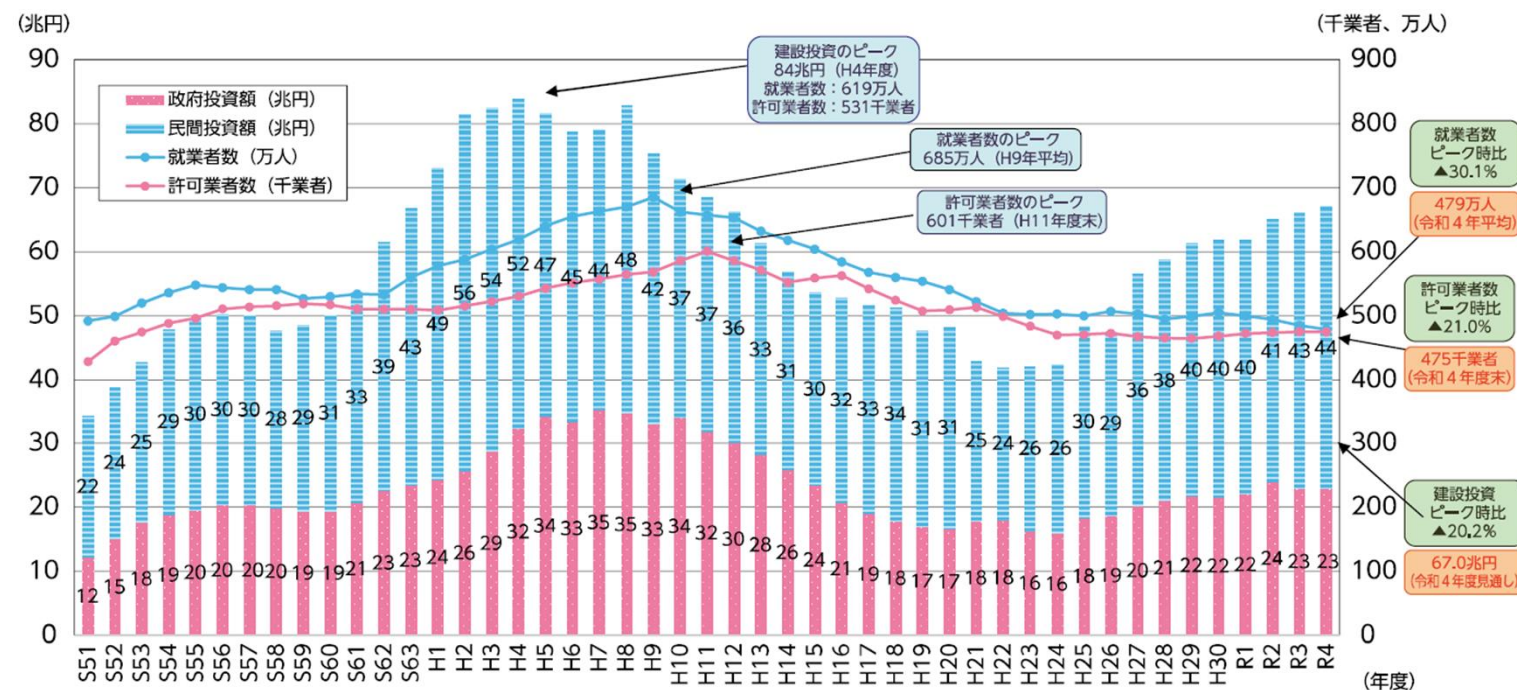
- 各分野において、地方公共団体等が管理するインフラが多い。

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 社会資本メンテナンス戦略小委員会 資料(H25.4時点版)



- 建設業の現場では、担い手の高齢化が進んでおり、将来的な担い手の確保が課題。
- 建設業就業者数は近年、横ばいで推移しているが、今後、高齢者の大量離職が見込まれており、建設産業が地域の守り手として持続的に役割を果たしていくためには、引き続き、若者をはじめとする担い手の確保・育成を図るとともに、働き方改革に取り組んでいくことが重要。

- 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成23年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和4年度見通しは約67兆円となる見通し（ピーク時から約20%減）
- 建設業者数（令和4年度末）は約475千業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減
- 建設業就業者数（令和4年平均）は479万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減



出典：国土交通省「建設投資見通し」、建設業許可業者数調査、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和元年度（2019年度）まで実績、令和2年度（2020年度）・令和3年度（2021年度）は見込み、令和4年度（2022年度）は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

【下水道】 下水道の広域化・共同化

旭川市+周辺5町（北海道）

⇒任意の協議会を設置して実施

施設の共同化

中核市が周辺5町の下水を受け入れ処理している事例

団体名

旭川市、東神楽町、鷹栖町、当麻町、比布町、東川町

事業の概要

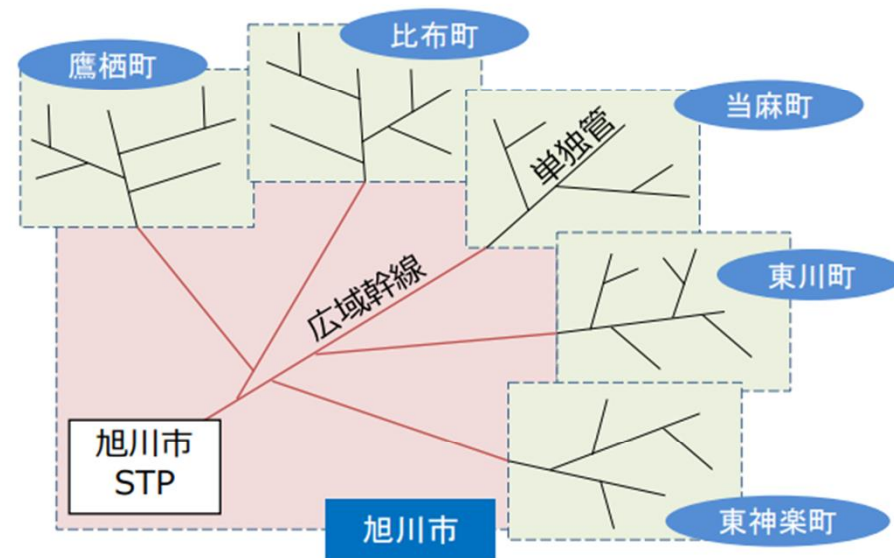
- ・北海道旭川市とその周辺5町による汚水処理の共同化
- ・周辺5町が旭川市との行政界まで管渠を布設
- ・旭川市内の広域幹線については、水量按分で費用負担し、旭川市が事業主体となって建設・管理を実施
- ・周辺5町の汚水は、旭川市処理場にて処理（区域外流入）

事業の開始のきっかけ

- ・旭川市の処理場はもともと旭川市のみ単独公共下水道として計画
- ・同時期に周辺5町も下水道事業の実施を検討し始めたため、協議会(任意)を設置し、共同化を協議

効果・メリット

- ・5町の処理場が不要 → 建設・維持管理コストの低減、水質管理の集約化
- ・5町の処理場管理職員の削減 → 直営人件費の削減



【下水道】 下水道の広域化・共同化

秋田県 (県・全市町村)

⇒下水道法に基づく法定協議会を設置して実施

施設の共同化等

法定協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」「管路維持管理の共同化」等の取り組みを推進している事例

関係団体

秋田県、秋田県内全市町村(下水道・集排・浄化槽担当)、事務組合

事業の概要

【単独公共下水道・集落排水施設の流域編入】

- ・過年度建設費(未償却分含む)の負担は求めない。
←編入対象が流域関連団体の処理区であり、処理場の能力にも余裕があるため
- ・将来発注する更新工事については負担を求める。

【し尿・浄化槽汚泥の水処理(下水道管)投入】

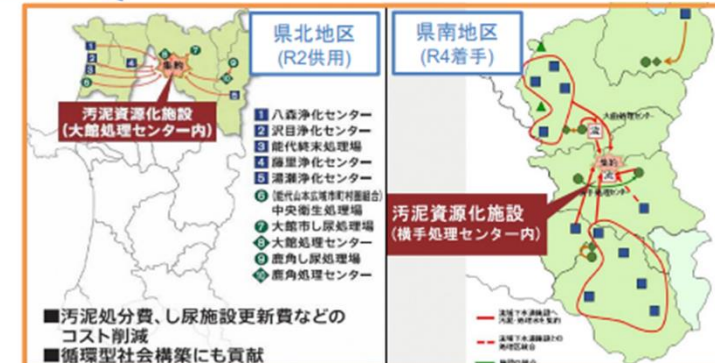
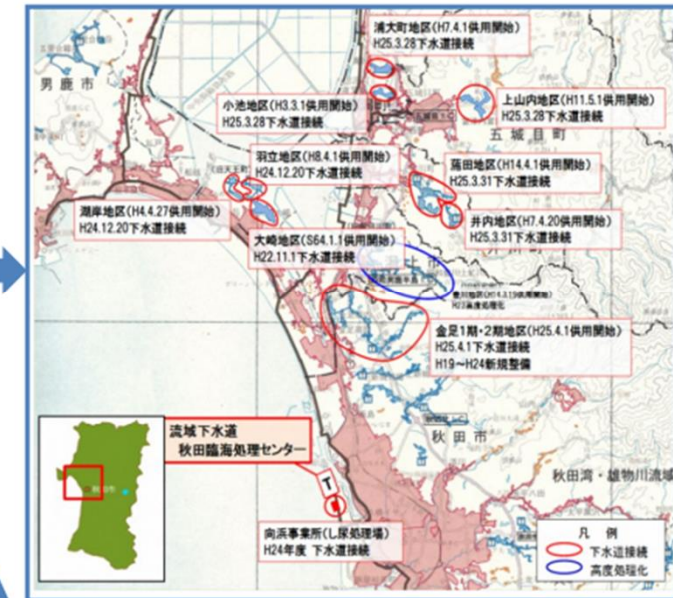
- ・下水道条例で定められた濃度まで希釈のうえ、当該投入量に応じた下水道使用料を徴収(一般会計から支出)――H24統合の秋田市し尿処理場の例

【汚泥の集約処理(下水道、し尿・浄化槽汚泥)】

- ・建設費は将来20年間の計画搬入量(脱水ケーキ湿重量)を積算し比率で按分
←人口減少割合が大きい地域の負担を和らげる狙い
- ・含水率は一律ではなく、実績または計画値を考慮して設定
- ・将来、搬入量が計画と異なった場合も建設負担割合は変更しない(協定)

【管路施設の維持管理業務の一括発注】(包括的民間委託)

- ・県・市町村の管路施設点検業務における事務効率化のため県が一括発注

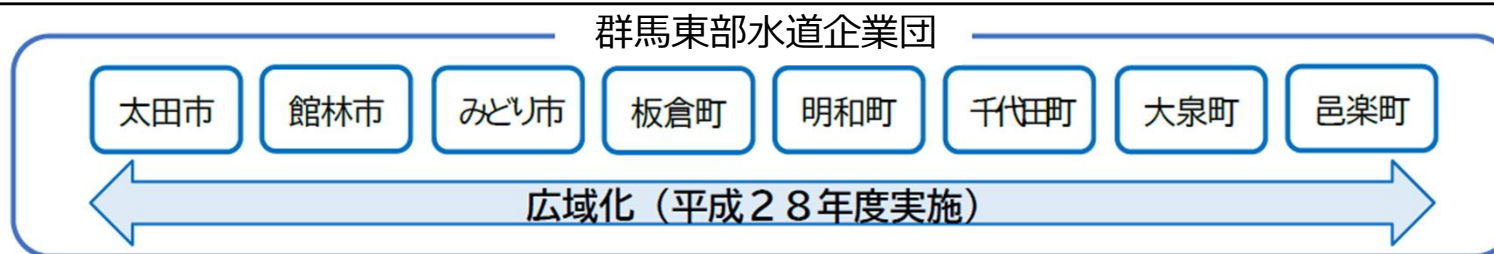


【上水道】上水道の広域化・共同化

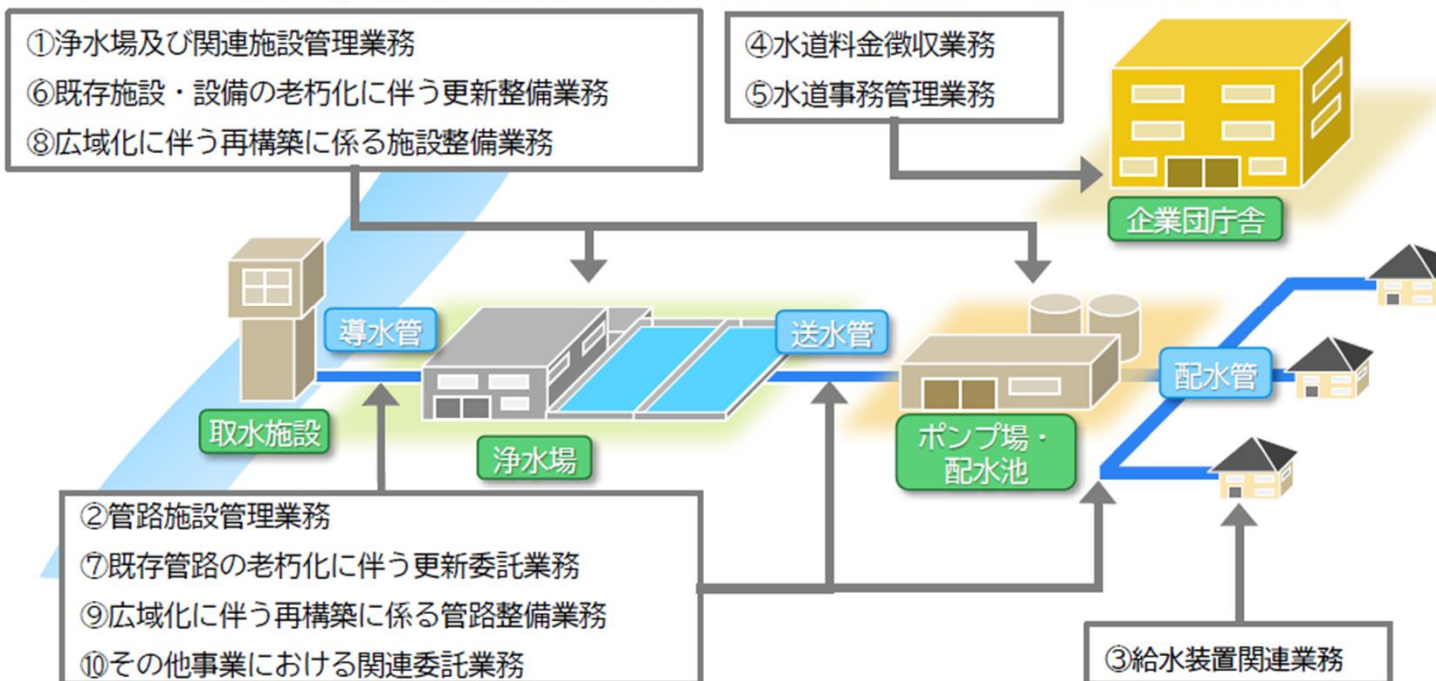
群馬県東部8市町

⇒一部事務組合を設置して実施

- 群馬県東部8市町では、広域で上水道事業を行う一部事務組合である群馬東部水道企業団を設置
- 事業運営や管路更新等について官民出資企業へ包括委託を実施



（５）「事業運営及び拡張工事等包括事業」の業務委託範囲



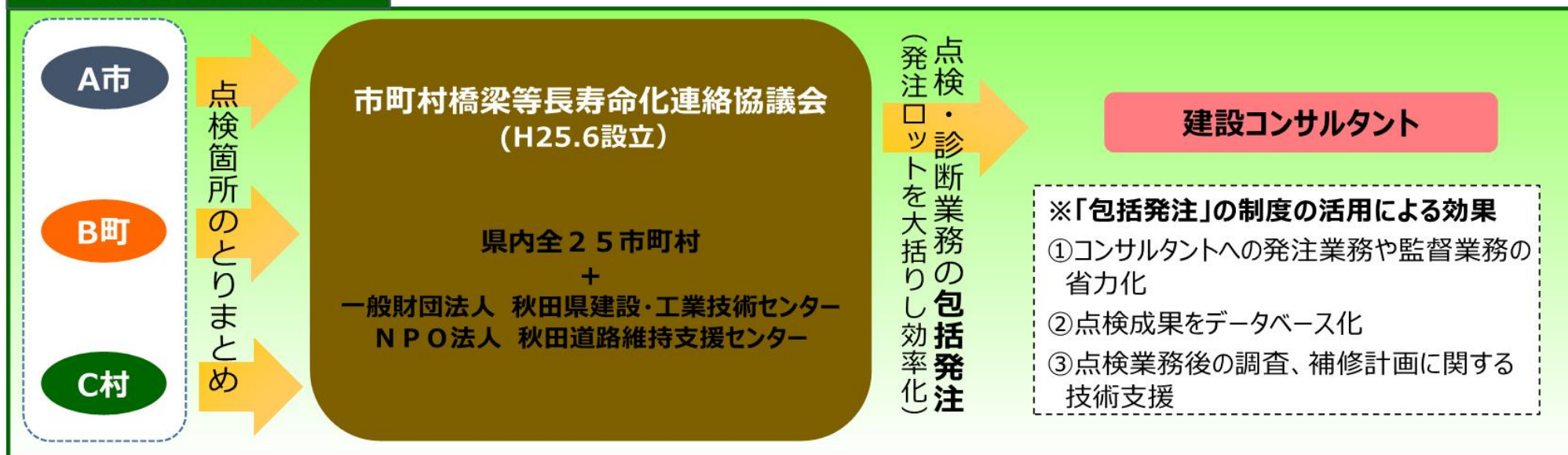
※出典：国土交通省HP（令和4年度水道技術管理者研修資料より一部改変）

【道路】 道路橋の点検の地域一括発注

秋田県内の25市町村 ⇒ 任意の協議会を設置して実施

- 秋田県では、県の支援を受けて、県内全市町村と一般財団法人「秋田県建設・工業技術センター」、NPO法人「秋田道路維持支援センター」が「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」を設立。
- 技術職員不足等の課題を抱えている市町村が、道路施設のメンテナンスサイクル（点検、診断、措置、記録）を適切に実施するため、各市町村の道路施設点検を集約して発注する「包括発注」を実施。

点検業務の効率化



※出典：国土交通省HP（第1回群マネ計画検討会・実施検討会資料より）

【道路】 道路橋の点検の地域一括発注

下伊那郡13町村（長野県） ⇒一部事務組合で実施

- 長野県下伊那郡では、13町村で構成される事務組合「下伊那郡土木技術センター組合」が道路・河川の測量、設計、積算、工事監理のほか、橋梁の点検を自ら実施。

	共同処理実施上の特徴
下伊那郡土木技術センター組合 （一部事務組合） <長野県内 13市町で構成> 松川町、高森町、阿南町、阿智村、 平谷村、根羽村、下條村、売木村、 天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、 大鹿村	・ 道路や下水道等のそれぞれの施設管理者に施設の権限は残しつつ、測量設計、積算、発注、工事の指導監督、検査に関する事務について共同処理を実施し、効率化が図られている。 ・ 13町村が管理する橋梁 1,500橋余のデータを「道路橋管理システム」で一括管理している。 ・ 財産権や管理責任は地公体に残しているため、複雑な構造物の工事は町村と協議しながら実施する必要がある。 ・ 一部事務組合の職員が固定化され、事務実施にあたってのノウハウや技術力が蓄積・維持される。 ・ 事務組合で扱う共同処理の内容が土木関係に限定されているため、業務量の増減に対して、人員や組織体制の機動的な変更が難しい。 <人員不足・技術力不足・財政力不足に対して効果>

※出典：国土交通省HP 第12回社会資本メンテナンス戦略小委員会（第2期第3回）（H26.8.5）資料より一部改変

上伊那広域連合（長野県） ⇒広域連合で実施

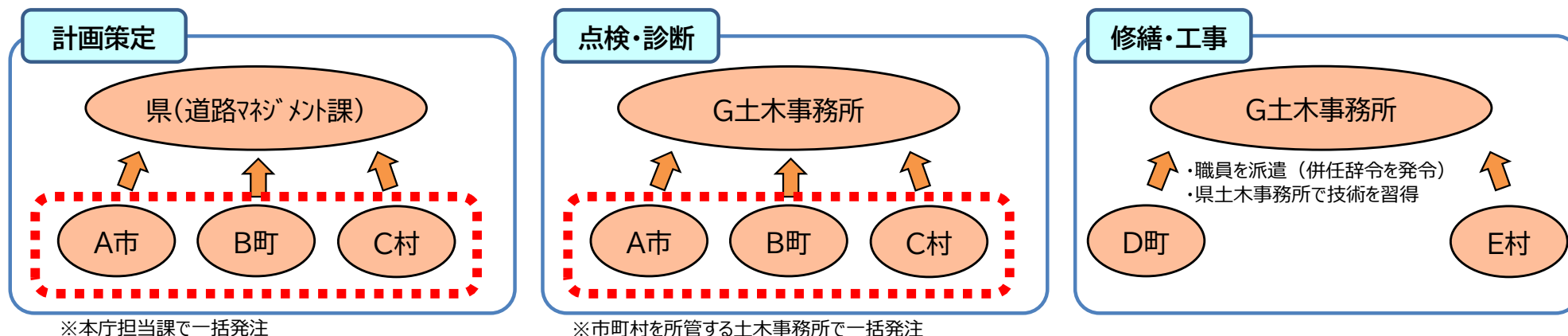
- 長野県上伊那広域連合では、管内の橋梁の点検を共同発注。

※出典：国土交通省不動産・建設経済局 建設産業政策会議 地域建設業WG 第3回会議（H29.5.24）資料より

【道路】 道路橋の計画策定、点検、修繕（市町村が県へ委託）

奈良県 ⇒自治法上の事務の委託ではなく、私法上の委託で実施

- 奈良県では、市町村の土木技術職員が減少し、土木技術職員がいない町村も存在。
- 県からの支援を希望する市町村について、道路施設に関する長寿命化修繕計画の策定業務、点検・修繕事業（設計・工事）を県が市町村から受託（私法上の委託契約）し、実施。
- 橋梁の補修設計業務及び補修工事では、市町村が、県土木事務所へ職員を派遣し、市町村職員が、県の職員の指導を受けながら、一緒になって設計や工事を進めていくことで、各市町村へ技術を持ち帰ってもらい、技術力の向上、橋梁補修設計・工事のノウハウ習得を図っている。

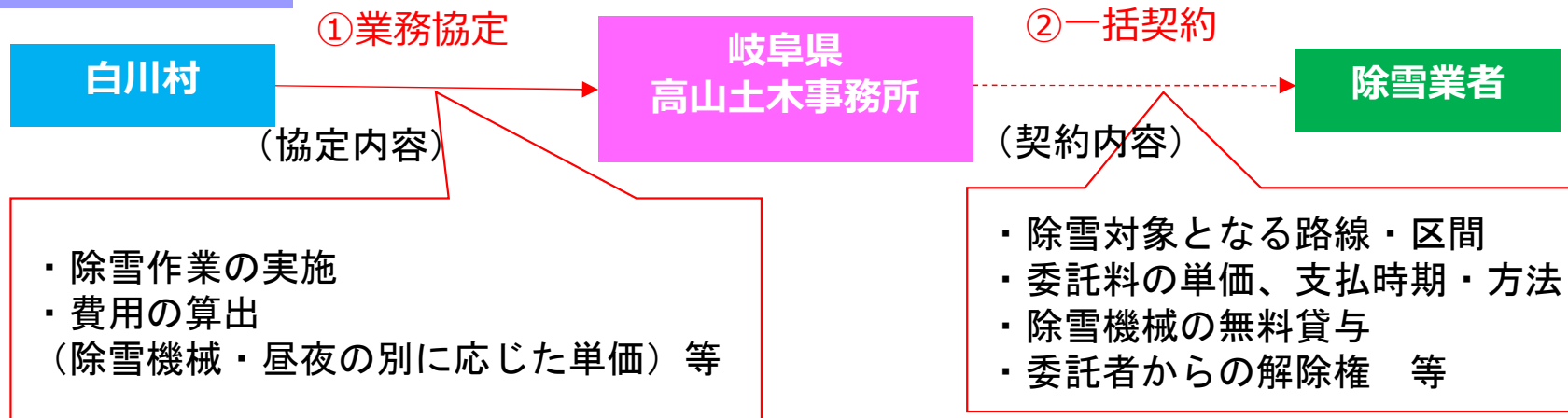


【道路】 道路除雪を村が県に委託

白川村（岐阜県） ⇒ 業務協定により実施

- 岐阜県白川村では、除雪作業の効率化を図る観点から、村道の除雪に関する業務の一部について、岐阜県高山土木事務所と協定を結び、同事務所が一括契約

岐阜県白川村の事例



※出典：国土交通省HP（第1回群マネ計画検討会・実施検討会資料より）

福島県

<道路（道路維持補修・舗装修繕・除雪）＋河川>

- 奥会津地方（宮下土木事務所管轄）においては、高齢化・過疎化が急速に進展し、また、公共事業の減少が著しく、企業数の減少、人員や保有機械の削減等、地域の建設業における課題も顕在化。維持管理や防災活動を持続できる体制を確保することを目的として、包括的民間委託を実施。
- 道路関係の業務に加え、河川の維持管理業務を複数年契約で実施している。

事業の経過

H29より
正式導入

項目	従来方式 (平成20年度までの契約方法)	モデル事業 (平成21年度から平成24年度)	モデル事業 (平成25年度から平成28年度)
◆対象業務	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーポール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーポール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーポール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など
◆対象エリア	・町村毎(①～⑧)・必要箇所(⑨～⑬)	・管内エリアを一つに統合	管内エリアを一つに統合
◆契約期間	・上半期・下半期(年2回)(①～⑧) ・必要期間(⑨～⑬)	・単年	・複数年(2ヶ年)
◆契約方法	・随意契約	・公募型プロポーザル方式	・公募型プロポーザル方式
◆契約件数	・ 58件	・ 1件	・ 1件

緊急時の対応



道路除雪



舗装修繕(パッチング)



雪底除去



道路除草



道路支障物撤去



護岸修繕



河川支障物撤去



三条市（新潟県）

<道路+公園+水路>

包括的民間委託の委託内容

- 市民からの苦情・要望受付
- 各施設の巡回
- 道路維持管理：舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、消雪パイプ、橋梁点検など
- 公園維持管理：施設、遊具、植栽など
- 水路維持管理：水路など

業務範囲	嵐北地区 (市街地) H29導入	下田地区 (中山間地) H31導入	栄地区 (平地部) R3導入
主な施設	市道336km、橋梁218橋、 道路照明灯144基、公園71箇所	市道240km、橋梁157橋、 道路照明灯8基、公園11箇所	市道229km、橋梁35橋、 道路照明灯44基、公園28箇所、 ポンプ場1箇所
受託者	外山・久保・マルモ・イグリ・ 山田・向陽園・パシフィックコン サルタンツ共同企業体（計7社）	吉田組・鈴喜建設・若林建設・ グリーン造景企画・淡路電機管工 共同企業体（計5社）	木菱・中央・山口・石翠園・ 斎藤・キタック共同企業体 （計6社）
委託期間	平成31年4月～令和6年3月	同左	令和3年6月～令和6年3月
主な業務	以下に示す道路施設などに関する 維持業務 舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、 消雪パイプ、橋梁点検、公園施設、 水路 など	同左	左記のほか以下を追加 ・ 計画的舗装補修 ・ 道路照明灯点検 ・ 遊具点検 ・ ポンプ点検

かほく市（石川県）

＜上水道＋下水道＋農業集落排水＞

- コスト縮減等を目的として、下水道事業と農業集落排水事業を一体的に委託。
- 第2期から水道事業を追加し、第3期から料金関係業務や水道の管路等も対象に追加。

事業	施設	第 1 期 H22～24	第 2 期 H25～29	第 3 期 H30～R4	第 4 期 R5～9
公共 下水道 事業	雨水ポンプ場	包括委託 (Lv2.5)	仕様委託	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)
	処理場				
	ポンプ場				
	マンホールポンプ				
	管路		仕様委託		
農業集落 排水事業	処理場	包括委託 (Lv2.5)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv2.5)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)
	マンホールポンプ				
	管路	仕様委託			
水道 事業	取水施設	直営・委託	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv2.5)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)
	浄水施設				
	送水施設				
	配水施設				
	料金徴収業務		直営・委託		
	管路(漏水調査)		仕様委託		

※出典：国土交通省HP
(第1回群マネ計画検討会・
実施検討会資料より)

- ※（公財）日本下水道協会「処理場等包括的民間委託ガイドライン」に定める包括的民間委託レベル
- レベル2.5：水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
- レベル3：水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

- 基本的に、個別施設法において管理者はそれぞれの自治体となっている

【個別施設法の記載内容（例）】

道路法	第十五条	(都道府県道の管理) 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。
	第十六条	(市町村道の管理) 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。
河川法	第十条	(二級河川の管理) 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。
下水道法	第三条	(管理) 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。
	第二十五条の二	(管理) 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。
	第二十六条	(管理) 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。
都市公園法	第二条の三	(都市公園の管理) 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

○下水道分野においては、下水道法逐条解説において「一部事務組合及び広域連合で実施する場合がある」と記載されている

■ 地方自治法における一部事務組合及び広域連合の規定

(地方自治法の抜粋)
(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

■ 下水道法

第三条（管理） 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

(逐条解説の抜粋)

3 公共下水道の管理は、原則として市町村が行うが、それ以外に次のような場合がある。

-略-

(3) 地方自治法第二八四条による一部事務組合及び広域連合

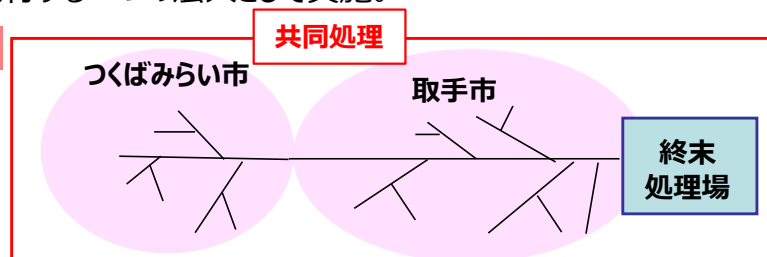
下水道は行政区域にとらわれることなく、自然の地形を利用して広域的に設置されることが望ましいので、下水道に関する一部事務組合及び広域連合は場合により活用されるべきものである。

○取手地方広域下水道組合は取手市とつくばみらい市における公共下水道事業の事務を共同処理するために一部事務組合を設立し、管理権限・責任は組合となっている

事例 取手地方広域下水道組合 (取手市・つくばみらい市の2市で構成)

○下水道の施設計画・建設から維持管理、運営までを、管渠や処理場等を保有する一つの法人として実施。

イメージ



【取手地方広域下水道組合規約の抜粋】

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、下水道法(昭和33年法律第79号)第3条第1項の規定による事務を共同処理する。ただし、つくばみらい市に係るものについては、旧伊奈町の区域(平成18年3月26日現在の伊奈町の区域をいう。)を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、公共下水道の使用料の算定及び徴収に関する事務については、組合の共同処理する事務から除く。

広域連携や分野横断の業務・工事実施における入札契約について、

- ◆ 適切なインフラメンテナンスを行うために、管理水準の設定は如何にあるべきか
- ◆ 受注者の創意工夫を促す方策は何か
- ◆ 受注者の技術力・体制を確認・確保する方策は何か
- ◆ 適切な契約期間はどの程度か
- ◆ 適切なインフラメンテナンスを行うために、本来必要な行政コスト（技術者の人件費を含む）の計上は、如何にあるべきか

等